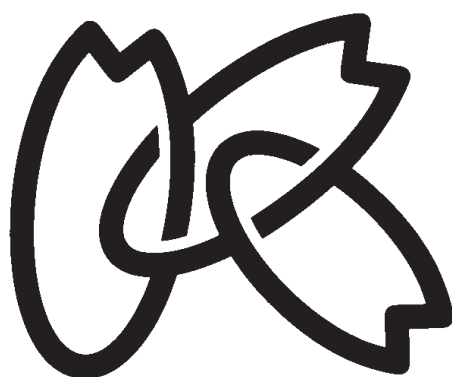


高齢者福祉のしおり

令和6年度版



北区

<https://www.city.kita.tokyo.jp/>

しおりの利用にあたって

このしおりは、高齢者向け福祉サービスの内容と利用方法などをまとめ、紹介するものです。

各サービスの内容は、原則、令和6年4月1日現在を基準としています。

このしおりの発行後、記載内容が変更になる場合があります。

また、サービスの利用にあたっては、必ず各窓口にお問い合わせください。

高齢者福祉サービス一覧（一部）

| | 事業名等 | 年齢 | | 要介護認定 | 所得制限 | 自己負担 | 備考 | ページ |
|---------------|-------------------------------|-------|-----|---------|------|---------------------------------------|---------------------------------------------|-------|
| | | 65歳以上 | その他 | | | | | |
| 介護保険 | 要介護・要支援認定の申請及び調査・認定 | ○ | *○ | | | | * 40～64歳 | 14 |
| | 介護保険で受けられる主なサービス | ○ | *○ | | | ○ | * 40～64歳 | 17 |
| 介護が必要な方 | 要介護高齢者等紙おむつ支給・代金助成 | | *○ | * 3・4・5 | | | * 要介護4・5(40歳以上) * 要介護3(75歳以上) | 24・25 |
| | 要介護高齢者等訪問理美容サービス | | | 4・5 | | ○ | | 29 |
| | 要介護高齢者等寝具乾燥サービス | | | * 4・5 | | ○ | * 寝具の乾燥が困難な方 | 29 |
| | 高齢者福祉マッサージ券の支給 | | | 4・5 | | | | 27 |
| | 住宅改造費助成 | ○ | | 要支援1～ | | ○ | 原則介護保険優先、工事前の申請 | 26 |
| | リフト付福祉タクシー | | *○ | | | ○ | * 車いす使用の方 | 33 |
| | ハンディキャブの貸出し | *○ | *○ | | | ○ | * 車いすまたはストレッチャー使用の方 | 33 |
| | 紙おむつの支給(社会福祉協議会) | ○ | | *○ | | | * 以下の方は除く ・要介護4・5(40歳以上) ・要介護3(75歳以上) | 24 |
| 徘徊高齢者家族支援サービス | | *○ | | | ○ | * 北区在住で認知症による徘徊症状のある方(40歳以上)を在宅で介護する方 | 28 | |
| 日常生活介護支援 | 一般介護予防事業 | ○ | | | | *○ | * 一部自己負担の事業あり | 22 |
| | 介護予防・生活支援サービス事業 | ○ | *○ | | | ○ | * 40～64歳 | 23 |
| 在宅生活支援 | 住宅改造費助成 | ○ | | * 非該当 | | ○ | * 工事前の申請 | 26 |
| | 高齢者補聴器購入費用助成 | ○ | | | *○ | | * 詳しくは該当ページをご確認ください | 27 |
| | 高齢者福祉マッサージ券の支給 | *○ | | | | | * 一人暮らし高齢者定期訪問を受けている方 | 27 |
| | 高齢者見守り・緊急通報システム | *○ | | | | ○ | * 慢性疾患など常時見守りを要する方 | 28 |
| | 友愛ホームサービス | *○ | *○ | *○ | | ○ | * サービスの利用が必要と認められた方(福祉サービスが必要な方) | 30 |
| | 高齢者生活援助サービス | ○ | | ○ | | ○ | | 30 |
| | おたがいさまネットワーク(高齢者地域自立支援ネットワーク) | *○ | | | | | * 65歳以上の一人暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯 | 25 |
| | 一人暮らし高齢者定期訪問 | *○ | | | | | * 虚弱な方 | 26 |
| | 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業) | | *○ | | | ○ | * 認知症により判断能力が充分でないと思われる高齢者等 | 32 |
| | ごみの訪問収集 | *○ | | | | | * ごみ出しが困難な障害者のみの世帯または65歳以上で一人暮らしの方 | 34 |
| ふれあい交流サロン | ○ | | | | *○ | * プログラムにより茶菓代・材料費実費負担が生じる場合あり | 58 | |

| | 事業名等 | 年齢 | | 要介護認定 | 所得制限 | 自己負担 | 備考 | ページ |
|-------------|-----------------------------|-------|-----|-------|------|------|----------------------------------------------------------|-----|
| | | 65歳以上 | その他 | | | | | |
| 医療・健康 | 後期高齢者医療制度 | | *○ | | | ○ | * 75歳以上の方 * 65歳以上75歳未満で広域連合により認定された方 | 36 |
| | 特定健康診査 | | *○ | | | | * 40～74歳の方 | 41 |
| | 後期高齢者健康診査 | | *○ | | | | * 75歳以上の方 * 一定の障害のある65～74歳で後期高齢者医療制度にご加入の方 | 41 |
| 住宅 | お部屋探しサポート事業(よりそい型) | | *○ | | | | * 民間の賃貸住宅をお探しの高齢者世帯の方 | 48 |
| | お部屋探しサポート事業(おしらせ型) | | *○ | | | | * 民間の賃貸住宅をお探しの高齢者世帯の方 | 48 |
| | 高齢者世帯住み替え支援助成 | ○ | *○ | | ○ | | * 65歳未満でも、身体障害者手帳等をお持ちの方が同居している場合 | 50 |
| | 高齢者世帯転居費用助成 | ○ | *○ | | ○ | | 自己都合によらない立ち退きをうけた場合 * 65歳未満でも、身体障害者手帳等をお持ちの方が同居している場合 | 50 |
| 仕事 | シルバー人材センター | | *○ | | | | * 60歳以上、区内在住の方 | 65 |
| | 授産場 | | *○ | | | | * 60歳以上、区内在住の方 | 65 |
| 税・年金 | 税金の申告 | | | | | | | 51 |
| | 国民年金 | | | | | | | 53 |
| いきがい参づくり・社会 | シニアクラブ | | *○ | | | | * 60歳以上の方 | 58 |
| | いきがい活動センター(きらりあ北) | | *○ | | | | | 58 |
| | シルバーパスの発行 | | *○ | | | ○ | * 70歳以上の方 | 61 |
| | 老人いこいの家 | | *○ | | | | * 60歳以上の方 | 60 |
| 施設 | 介護予防拠点施設(ぷらっとほーむ滝野川東、桐ヶ丘) | ○ | ○ | | | ○ | | 68 |
| 成年後見 | 区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成 | ○ | | | | ○ | | 30 |
| | 成年後見人等報酬助成 | ○ | | | | ○ | | 30 |

このほかにも多数の制度があります。本文をご参照ください。

目次 高齢者福祉サービス一覧

●新規掲載事業には☆印がついております。

1 相談

| | |
|----------------------------------------|----|
| 高齢者あんしんセンター （地域包括支援センター） | 1 |
| 高齢者虐待防止センター | 5 |
| 健康相談 | 5 |
| 認知症高齢者訪問相談 | 5 |
| オレンジカフェきたい〜な（認知症カフェ） | 5 |
| 認知症初期集中支援事業 | 6 |
| 認知症てれほん相談 | 6 |
| 在宅療養協力支援病床確保事業 | 6 |
| 専門職のための北区在宅療養相談窓口 | 7 |
| 判断能力に不安をお持ちの方の総合相談 福祉サービス利用に関する苦情相談 | 7 |
| 民生委員・児童委員 | 7 |
| 各種相談 | 8 |
| 北区くらしとしごと相談センター | 11 |
| くらしにお困りの方は | 11 |
| 東京都消費生活総合センター | 11 |
| 詐欺など犯罪被害の相談 | 11 |

2 介護保険

| | |
|-----------------------------|----|
| 介護保険に関する相談・苦情 及び問い合わせ | 12 |
| 介護保険被保険者証の交付 | 12 |
| 介護保険料の決め方・納め方 | 12 |
| 介護保険料の減額 | 13 |
| 要介護・要支援認定の申請 及び調査・認定 | 14 |
| 居宅サービス計画の作成 | 15 |
| 介護予防サービス計画の作成 | 15 |
| 介護サービスの利用と自己負担 | 16 |
| 介護保険で受けられる主なサービス | 17 |
| 負担限度額認定 （食費・居住費（滞在費）の軽減） | 19 |
| 介護サービス費 （利用者負担額）の減免 | 19 |
| 高額介護サービス費の支給 | 20 |
| 高額医療合算介護サービス費の支給 | 20 |
| 住宅改修 | 20 |
| 福祉用具の購入 | 20 |

| | |
|------------------------|----|
| 福祉用具の貸与（レンタル） | 21 |
| 生計困難者に対する 利用者負担額の軽減 | 21 |

3 介護予防・日常生活支援

| | |
|------------------|----|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 22 |
| ・一般介護予防事業 | 22 |
| ・介護予防・生活支援サービス事業 | 23 |

4 日常生活援助

| | |
|-----------------------------------|----|
| 要介護高齢者等紙おむつ支給 | 24 |
| 紙おむつの支給 | 24 |
| 要介護高齢者等おむつ代金助成 | 25 |
| おたがいさまネットワーク （高齢者地域自立支援ネットワーク） | 25 |
| 一人ぐらし高齢者定期訪問 | 26 |
| 住宅改造費助成 | 26 |
| ☆高齢者補聴器購入費用助成 | 27 |
| 高齢者福祉マッサージ券の支給 | 27 |
| 高齢者見守り・緊急通報システム | 28 |
| 徘徊高齢者家族支援サービス | 28 |
| 要介護高齢者等訪問理美容サービス | 29 |
| 出張理美容サービス | 29 |
| 要介護高齢者等寝具乾燥サービス | 29 |
| 高齢者緊急生活支援事業 | 30 |
| 友愛ホームサービス | 30 |
| 高齢者生活援助サービス | 30 |
| 区長による成年後見申立て 及び本人・親族の申立費用の助成 | 31 |
| 成年後見人等報酬助成 | 31 |
| 福祉サービス利用援助事業 （地域福祉権利擁護事業） | 32 |
| 生活福祉資金貸付 | 32 |
| 車いすの貸出し | 33 |
| リフト付福祉タクシー | 33 |
| ハンディキャブの貸出し | 33 |
| 介護マーク | 34 |
| ごみの訪問収集 | 34 |
| ふれあい訪問収集（単身者安否確認） | 34 |
| 粗大ごみの運び出し収集 | 35 |
| 粗大ごみ等の処理手数料の免除 | 35 |

5 医療・健康

| | |
|----------------|----|
| 国民健康保険 | 36 |
| 後期高齢者医療制度 | 36 |
| 休日応急診療 | 40 |
| 「訪問歯科医」紹介 | 40 |
| 心身障害者歯科診療 | 41 |
| 特定健康診査 | 41 |
| 後期高齢者健康診査 | 41 |
| がん検診 | 42 |
| 口腔機能維持向上健診 | 42 |
| 高齢者肺炎球菌予防接種 | 42 |
| 高齢者インフルエンザ予防接種 | 42 |
| 原子爆弾被爆者の医療・手当 | 43 |

6 住宅

| | |
|-------------------------------------|----|
| 北区高齢者住宅（単身者用） | |
| あき家入居登録者募集 | 45 |
| 区営住宅（家族向）あき家入居者募集 | 45 |
| 都営住宅（単身者向・家族向） | |
| 入居者募集 | 46 |
| 都営住宅地元割当入居者募集 | 46 |
| 都営住宅シルバーピア地元割当 （単身者向・二人世帯向）入居者募集 | 47 |
| 都営住宅優遇抽せん制度 | 47 |
| 都営・区営住宅使用料の減額 | 47 |
| ☆お部屋探しサポート事業（よりそい型） | 48 |
| ☆お部屋探しサポート事業（おしらせ型） | 48 |
| ☆セーフティネット | |
| 住宅情報提供システム | 48 |
| ☆家賃補助付きセーフティネット住宅 | 48 |
| 三世帯住宅建設等助成 | 49 |
| 親元近居助成 | 49 |
| 住まい改修支援助成 | 49 |
| 高齢者世帯住み替え支援助成 | 50 |
| 高齢者世帯転居費用助成 | 50 |
| 家賃債務保証制度 | 50 |
| あんしん居住制度 | 50 |

7 税・年金

| | |
|-------------------|----|
| 税金の申告 | 51 |
| 要介護（要支援）認定者の障害者控除 | 52 |
| 国民年金 | 53 |
| 年金生活者支援給付金 | 54 |

| | |
|------|----|
| 厚生年金 | 55 |
|------|----|

8 いきがいづくり・社会参加

| | |
|----------------------------|----|
| 選挙について | 56 |
| 高齢者ふれあい食事会 | 57 |
| ふれあい交流サロン | 58 |
| シニアクラブ | 58 |
| ボランティア活動の相談 | 58 |
| いきがい活動センター （きらりあ北）の利用案内 | 58 |
| 高齢者いきいきサポーター制度 | 59 |
| 高齢者ヘルシー入浴補助券 | 59 |
| 老人いこいの家 | 60 |
| 敬老祝品の贈呈 | 60 |
| シルバーパスの発行 | 61 |
| シルバードライバーズ交通安全教室 | 62 |
| 安全運転相談窓口 | 62 |
| 運転免許証自主返納 | 63 |
| 運転経歴証明書 | 63 |
| 文化センターの利用案内 | 64 |
| 那須高原学園（北区しらかば荘）の 利用案内 | 64 |

9 仕事

| | |
|---------------------|----|
| シルバー人材センター | 65 |
| 授産場 | 65 |
| ハローワーク王子（王子公共職業安定所） | 65 |
| 東京しごとセンターシニアコーナー | 65 |

10 施設

| | |
|-------------------------------|----|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 66 |
| 有料老人ホーム | 66 |
| 養護老人ホーム | 66 |
| 軽費老人ホーム | 67 |
| 介護予防拠点施設 （ぷらっとほーむ滝野川東、桐ヶ丘） | 68 |

11 救急・災害時

| | |
|------------------------|----|
| 救急医療情報キット | 69 |
| 北区避難行動要支援者名簿登録 | 69 |
| 北区防災行政無線 自動電話応答サービス | 70 |
| 家具転倒防止器具等取り付け支援事業 | 70 |

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者あんしんセンターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。

みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、高齢者あんしんセンターをご利用ください。

主任ケアマネジャー、保健師（看護師）、社会福祉士、見守り／生活支援コーディネーターなどの専門分野を持った職員が中心となって、「チーム」として総合的に高齢者のみなさんを支えます。



【自立して生活できるよう支援します】

要介護（要支援）認定の申請を受け付けます。

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。

支援や介護が必要となる心配がある人は、北区が行う介護予防事業を利用できます。

【みなさんの権利を守ります】

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

【なんでもご相談ください】

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。住み慣れた北区で安心して暮らし続けるために北区在宅療養あんしんハンドブックを配布していますので、ぜひご覧ください。

その他、介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。



【さまざまな方面から みなさんを支えます】

みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

○高齢者あんしんセンターは、区内に16か所あります。

お近くの高齢者あんしんセンターをお気軽にご利用ください。

所在地や担当地域はP2～3を参照してください。

なお、区役所高齢福祉課高齢相談係は、高齢者総合相談窓口として介護保険の申請や高齢者福祉サービスの申請受付を行います。

○高齢者あんしんセンター担当地域一覧

【利用時間】 午前9時から午後6時まで

【休業日】 日曜日及び年末年始

| | 名 称 ・ 住 所 | 担当地域 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ① | 十条台高齢者あんしんセンター 北区中十条1-2-18 障害者福祉センター4階 ☎ (5948) 5630 FAX (3906) 6610 | 王子本町1～3丁目 中十条1～4丁目 岸町1～2丁目 十条台1丁目 上十条1丁目 |
| ② | 王子光照苑高齢者あんしんセンター 北区王子3-3-1 ☎ (3927) 8899 FAX (5902) 7667 【出張窓口・毎週 月曜日】 午前9時30分から12時・午後1時から4時 王子五丁目団地出張窓口 北区王子5-2 王子五丁目団地2号棟1階 | 王子1～6丁目 豊島1丁目 |
| ③ | 豊島高齢者あんしんセンター 北区豊島3-27-22 豊島区民センター1階 ☎ (6903) 2712 FAX (6903) 2707 【出張窓口・毎週 木曜日】 午前9時30分から12時・午後1時から4時 豊島五丁目団地出張窓口 北区豊島5-1 豊島五丁目団地1号棟1階 | 豊島2～8丁目 |
| ④ | 十条高齢者あんしんセンター 北区上十条3-1-25 帝京大学4号館1階 ☎ (5948) 9981 FAX (5948) 9982 | 十条台2丁目 上十条2～5丁目 十条仲原1～4丁目 |
| ⑤ | 東十条・神谷高齢者あんしんセンター 北区東十条3-2-3-101 東十条グリ-ハイツ1階 ☎ (6908) 4711 FAX (5390) 0122 | 東十条1～6丁目 神谷1～3丁目 |
| ⑥ | 西が丘園高齢者あんしんセンター 北区西が丘3-16-27 ☎ (5924) 7715 FAX (5924) 7712 | 赤羽西1～6丁目 (5丁目3～15を除く) 西が丘1～3丁目 |
| ⑦ | みずべの苑高齢者あんしんセンター 北区志茂3-13-5 信濃ビル1階 ☎ (5941) 6722 FAX (5941) 6723 | 志茂1～5丁目 |
| ⑧ | 赤羽高齢者あんしんセンター 北区赤羽南1-13-1 赤羽会館6階 ☎ (3903) 4167 FAX (3903) 4257 | 岩淵町 赤羽1～2丁目 赤羽3丁目1～4、5(2～11)、 6(1～9・27～32) 赤羽南1～2丁目 |

| | 名 称 ・ 住 所 | 担当地域 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | 赤羽北高齢者あんしんセンター 北区赤羽北 2-25-8 アクトピア北赤羽六番館 赤羽北区民センター3階 ☎ (5948) 5940 FAX (5948) 5941 | 赤羽北1～2丁目 赤羽北3丁目(3～5、 16～26を除く) 赤羽台4丁目2～15、 17(9・25～65)、 18、19 赤羽3丁目5(1・13～15)、 6(10～26)、 7～29 |
| ⑩ | 浮間高齢者あんしんセンター 北区浮間 2-10-2 浮間区民センター1階 ☎ (3558) 3689 FAX (3558) 7988 | 浮間1～5丁目 |
| ⑪ | 桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター 北区桐ヶ丘 1-16-26 ☎ (5924) 0152 FAX (5924) 0890 【出張窓口・毎週 木曜日】 午前10時から12時・午後1時から3時 ヌーヴェル赤羽台出張窓口 北区赤羽台 2-5 ヌーヴェル赤羽台集会所5号室 | 桐ヶ丘1～2丁目 赤羽北3丁目3～5、16～26 赤羽台1～3丁目 赤羽台4丁目1、16、 17(1～8・10～24・ 66・68) 赤羽西5丁目3～15 |
| ⑫ | 滝野川西高齢者あんしんセンター 北区滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター1階 ☎ (6903) 4015 FAX (6903) 4016 | 滝野川3～7丁目 |
| ⑬ | 飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター 北区西ヶ原 4-51-1 ☎ (3940) 9175 FAX (3940) 9176 | 滝野川1～2丁目 西ヶ原2～4丁目 |
| ⑭ | 滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター 北区田端 3-18-24 介護老人保健施設はくちょう内 ☎ (3822) 6080 FAX (3822) 6081 | 西ヶ原1丁目 上中里1丁目 中里1～3丁目 田端1～6丁目 |
| ⑮ | 昭和町・堀船高齢者あんしんセンター 北区昭和町 3-10-7 昭和町区民センター1階 ☎ (6807) 6961 FAX (3810) 6221 | 堀船1～4丁目 上中里2～3丁目 昭和町1～3丁目 栄町 |
| ⑯ | 新町光陽苑高齢者あんしんセンター 北区田端新町 2-27-16 ☎ (5855) 1219 FAX (5855) 1217 | 田端新町1～3丁目 東田端1～2丁目 |

高齢者総合相談窓口（介護保険の申請や高齢者福祉サービスの申請受付）

| 名 称 ・ 住 所 | 【利用時間】 |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 北区役所 高齢福祉課 高齢相談係 北区王子本町1-15-22 区役所第一庁舎1階 9番 ☎ (3908)9083 FAX(3908)1229 | 午前8時30分から午後5時まで 【休業日】 土曜日・日曜日及び祝日・年末年始 |

○高齢者あんしんセンターで受け付ける主な業務
事業の案内ページで内容をご確認のうえご利用ください。

| 案内 ページ | 事業名等 | 取扱いのある あんしんセンター等 |
|-----------|---------------------------|---------------------|
| 1 | 高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター） | 全部のあんしんセンター |
| 5 | 認知症高齢者訪問相談 | |
| 5 | オレンジカフェきたい〜な（認知症カフェ） | |
| 6 | 認知症初期集中支援事業 | |
| 14 | 介護保険 要介護・要支援認定の申請 | |
| 15 | 介護予防サービス計画の作成 | |
| 22 | 介護予防・日常生活支援総合事業の利用相談 | |
| 24 | 要介護高齢者等紙おむつ支給申請 | |
| 25 | 要介護高齢者等おむつ代金助成 申請（※請求を除く） | |
| 25 | 要介護高齢者等おむつ代金助成 請求 | |
| 27 | 高齢者福祉マッサージ券の支給申請 | 全部のあんしんセンター |
| 25 | おたがいさまネットワーク利用申請 | |
| 26 | 住宅改造費助成申請 | |
| 28 | 高齢者見守り・緊急通報システム申請 | |
| 28 | 徘徊高齢者家族支援サービス申請 | |
| 29 | 要介護高齢者等訪問理美容サービス申請 | |
| 29 | 要介護高齢者等寝具乾燥サービス申請 | |
| 34 | 介護マーク | |
| 58 | ふれあい交流サロン | |
| 69 | 救急医療情報キットの配付 | |
| 69 | 北区避難行動要支援者名簿登録 申込用紙の配付 | |
| 70 | 家具転倒防止器具等取り付け支援事業 申込用紙の配布 | |

高齢者虐待防止センター

内 容 高齢者虐待防止に向けて、高齢者ご自身も介護をする方も支援する窓口です。

○高齢者虐待に関する相談を受けます。

○臨床心理士による相談を、毎週水曜日(祝日にあたる場合は休み)に行います。

臨床心理士は、心の問題の専門家です。介護の悩みなどの相談も受けます。

【相談時間】

午前10時～午後4時 毎週水曜日(祝日にあたる場合は休み)

臨床心理士によるこちらの相談は、予約制ですので、事前に電話・来所にて予約してください。

相談および問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

健康相談

内 容 保健師、栄養士、歯科衛生士が、健康についての相談に応じます。事前に電話でお問い合わせください。

問い合わせ 保健サービス課 王子健康支援センター ☎ (3919) 7588

赤羽健康支援センター ☎ (3903) 6481

滝野川健康支援センター ☎ (3915) 0184

認知症高齢者訪問相談

内 容 対象の方に、精神科医師や臨床心理士が訪問して、適切な治療やケアについての助言、認知症に関する知識の提供、医療機関へ受診指導や紹介などを行います。

対 象 認知症が疑われる受診困難な高齢者、およびその家族や介護者

相談および問い合わせ

担当地域の高齢者あんしんセンター(P2~3)に

ご相談ください。



北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」

オレンジカフェきたい～な(認知症カフェ)

内 容 認知症であっても、住み慣れた地域の中で安心して生活を送れるよう、地域の支え合いを進める交流・活動の場です。認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ(歯科医師、臨床心理士、作業療法士)による認知症の相談も受け付けています。若年性認知症カフェ・男性限定カフェや家族の集いカフェもあります。

詳しくは高齢者あんしんセンターにお問い合わせください。

対 象 認知症の人やその家族、地域の方々、介護医療関係者など、どなたでも

問い合わせ 各高齢者あんしんセンター(P2~3)

認知症初期集中支援事業

- 内 容 医療・介護の専門職（医師・臨床心理士・看護師・作業療法士・介護福祉士）が本人や家族の相談等を受けて対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。
- 対 象 原則として40歳以上の自宅で生活をしている認知症が疑われる方及びその家族で、以下の①～③のような状況にある方
- ①認知症の診断を受けていない、または治療が中断している
 - ②医療や介護サービスを利用していない、または利用が中断している
 - ③認知症の診断を受けたが、認知症による症状の対応に困っている 等
- 相談および問い合わせ 各高齢者あんしんセンター（P 2～3）にご相談ください。

認知症てれほん相談

- 内 容 認知症の人を介護している方への相談と情報提供を行っています。
相談は、介護経験や専門的スキルのある「家族の会」の相談員が実施しています。
- 受付時間 火・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後3時
- 電話相談番号 ☎ (5367) 2339
- 運 営 先 公益社団法人 認知症の人と家族の会 東京都支部

在宅療養協力支援病床確保事業

- 内 容 在宅療養生活の継続を目的として、高齢者と介護者および地域医療機関を支援するため、在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと速やかに短期の入院治療へつながるよう協力支援病床を確保しています。
- 対 象 北区内の登録医療機関からの往診・在宅診療を受けている高齢者の方
※詳細はお問い合わせください。
- 問い合わせ 地域医療連携推進担当課 ☎ (3908) 1134

専門職のための北区在宅療養相談窓口

内 容 在宅療養を希望する高齢者およびその介護者が、退院から在宅へ円滑に移行するため専門職への相談支援を行います。なお、区民の方は高齢者あんしんセンターへ直接ご相談ください。

対 象 区内外病院医療相談室、地域医療機関、高齢者あんしんセンター、区内ケアマネジャー

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時

問い合わせ 北区在宅療養相談窓口 ☎ (5959) 3124

地域医療連携推進担当課 ☎ (3908) 1134

判断能力に不安をお持ちの方の総合相談

福祉サービス利用に関する苦情相談

内 容 高齢者や障害者などの判断能力が低下した方の福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、また成年後見制度についての相談などをお受けします。

1. 一般相談 社会福祉協議会職員が対応します。（随時受付）
2. 専門相談 権利侵害、成年後見制度の利用、遺言、相続などについての相談を弁護士などがお受けします。

【相談日】第1・第3水曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）

3. 成年後見制度の利用支援 制度の説明や関係機関の紹介などを行います。
4. 福祉サービスの苦情相談 随時受け付けています。内容によっては、第三者の苦情調整委員が対応します。

問い合わせ 北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」 ☎ (3908) 7280
〒114-0021 岸町1-6-17

民生委員・児童委員


内 容 厚生労働大臣の委嘱を受けて地域で活動する相談・支援のボランティアです。それぞれが担当の地域をもち、地域にお住まいの方がかかえている悩みやお困りのことに、その方の立場に立って親身に相談に応じています。そして、必要に応じた福祉サービスを受けられるよう、関係機関や団体等を紹介する「区民と行政をつなぐパイプ役」です。

なお、知りえた情報に関しては「守秘義務」があり、相談内容や身の上などの個人の秘密は守られます。安心してご相談ください。担当の民生委員・児童委員の氏名、連絡先等についてはお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課 地域福祉係 ☎ (3908) 9041

各種相談

| 種 類 | 相 談 日 時 | 相 談 内 容 | 問い合わせ/相談場所 |
|-------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 相 談 員 | | |
| 法律相談 | 月・水・金曜（電話・オンライン 相談は月・水曜）午後1時～3時 30分 予約制※1 弁護士 | 土地・建物、相続、金 銭貸借、損害賠償、離 婚などの一般的な法 的解決策 | 広報課区民相談室 （区役所第一庁舎 3階2番） ☎（3908）1101 ※1 相談希望日の前の 週の月曜から電話 または窓口で予約を 受け付けます （オンライン相談の 予約は北区ホーム ページ内の専用 申し込みフォーム から受付）。 ※2 当月の最終相談日 の翌日から、翌月分 の予約を電話または 窓口で受け付けます。 「※1」「※2」 ともに、相談時間は、 お一人30分以内 です。 |
| 交通相談 | 金曜 午後1時～4時 予約制※2 専門員 | 示談方法、損害賠償額 の算定、保険金の請求 手続きなど交通事故 全般 | |
| 外国人相談 （中国語） | 第4火曜 午後1時～4時 予約制※2 専門員 | 身近な生活情報の提 供、区の行政サービス に関する相談（中国語 で相談可） | |
| 人権相談 | 第4火曜 午後1時～4時 予約制※2 人権擁護委員 | いじめ、差別、虐待な ど人権問題 | |
| 行政相談 | 第2木曜 午後1時～4時 予約制※2 行政相談委員 | 国の行政全般に対す る要望や苦情 | |
| 税金相談 | 第2・3木曜 午後1時～4時 予約制※2 税理士 | 相続税、贈与税、所得 税など税金全般 | |
| 不動産取引 相談 | 第1・3木曜 午後1時～4時 予約制※2 宅地建物取引士 | 土地・建物の売買など 不動産取引 | |
| 建築相談 | 第1・3火曜 午後1時～4時 予約制※2 建築士 | 設計・融資・敷地など 建築全般 | |
| 登記等相談 | 第2木曜 午後1時～4時 予約制※2 司法書士 | 登記、債務整理、成年 後見など | |
| 表示登記相談 （調査・測量） | 第1木曜 午後1時～4時 予約制※2 土地家屋調査士 | 土地の境界・測量調 査、新築時の建物表示 登記など | |
| 年金労働雇用 相談 | 第4木曜 午後1時～4時 予約制※2 社会保険労務士 | 年金、労働保険・社会 保険・人事・賃金など の労務 | |
| 行政書士相談 | 第2火曜 午後1時～4時 予約制※2 行政書士 | 遺言書、遺産分割協議 書、借地借家契約書な どの作成 | |

| 種類 | 相談日時 | 相談内容 | 問い合わせ/相談場所 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 相談員 | | |
| 女性相談 | ●こころと生き方・DV相談 ※予約制。相談日時はお問い合わせください。 | パートナーからの暴力、ハラスメント、親子関係、人間関係、性自認や性的指向等に関することなどの相談 | スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設） ☎ (3913) 0163 |
| | 専門相談員（女性） | | |
| | ●女性のための法律相談 第1土曜日・第3木曜日 時間はお問い合わせください。※予約制。オンライン相談可。 | 離婚、相続、ハラスメント、性暴力被害など生活全般に関わる法律問題についての相談 | 生活福祉課 相談係 （区役所第三庁舎1階） ☎ (3908) 1142 |
| | 弁護士（女性） 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 区職員（女性） | | |
| LINE相談 | 女性のためのLINE相談 To U（トゥユー） 毎週木・土曜日 午後6時～午後9時 ※要友だち追加 | 学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みの相談に応じます。 | スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設） ☎ (3913) 0161  友だち追加 |
| | 専門相談員 | | |
| DV相談 | 火～金曜日 ※予約不要 午前9時～午後5時 専門相談員 | 配偶者等からの暴力に関する相談 | 北区DV専用ダイヤル ☎ (3913) 0015 |
| 男性相談 | こころと生き方・DV相談 ※予約制。相談日時はお問い合わせください。 | パートナーからの暴力、ハラスメント、親子関係、人間関係、性自認や性的指向等に関することなどの相談 | スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設） ☎ (3913) 0163 |
| 専門相談員（男性） | | | |
| 性の多様性 専門・法律相談 | ●専門相談 第1土曜日 午後2時～午後5時 ※予約不要。時間内にお電話ください。 | 性自認や性的指向等に関する悩みや法律問題についての相談。専門相談は、家族・友人・先生なども利用可。 | スペースゆう にじいろ電話・法律相談 専門相談用 ☎ (3913) 0162 法律相談予約 ☎ (3913) 0163 |
| | ●法律相談 第4日曜日 午前10時～午前11時30分 ※予約制。対面による相談（オンライン相談可）。 専門相談員・弁護士 | | |

| 種 類 | 相 談 日 時 | 相 談 内 容 | 問 い 合 わ せ / 相 談 場 所 |
|--------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| | 相 談 員 | | |
| ひとり親 家庭相談 | 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 区職員（女性） | 母子家庭・父子家庭の 就業や生活設計等に 関する相談 | 生活福祉課 相談係 （区役所第三庁舎1階） ☎（3908） 1142 |
| | 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※予約制 | 専門家による離婚前後 の相談や、ひとり親家庭 の悩み全般に関する相 談（個室の相談室あり） | そらまめ相談室 （区役所第一庁舎2階5番） ☎（3908） 1363 |
| | 産業カウンセラー、心理 カウンセラー、弁護士、フ ァイナンシャルプランナー | ※対象 原則18歳未満の児童 を子育て中の方。 | |
| 就職相談 内職相談 | 月～金曜日 （祝祭日を除く） 午前9時～午後5時 | 就職・内職相談、 あっせん | 赤羽しごとコーナー （赤羽区民事務所内） 【就職相談】 ☎（3908） 0161 【内職相談】 ☎（3908） 3244 |
| | 区職員・ハローワーク職員 | | |
| | 火曜日・金曜日 ※予約制 午前9時30分～ 午後4時10分（1日5名） 就職支援アドバイザー | 就職に関する相談 ・相談者に応じた就職に関する 助言及び指導 ・職業適性検査及び職業に関す る情報提供 ・応募書類の書き方及び面接指 導 など | 赤羽しごとコーナー （赤羽区民事務所内） 就職支援アドバイザー 予約電話 ☎（3908） 3244 |
| 消費生活 相談 | 月～金曜日 午前9時30分～午後4時 （祝日、年末年始を除く） | 消費者と事業者との間 に生じた契約トラブル や、悪質商法の被害、商 品・サービスに関する苦 情、食品や製品による事 故などの消費生活に関 する相談 | 消費生活センター （北とぴあ11階） 【相談専用】 ☎（5390） 1142 |
| 子育て 相談 | 月～金曜日 ※相談電話は月～土曜日 午前9時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） | 子どもの養育、しつけ、 親子・友人関係等の子育 てに関する悩みや子ども 自身の悩みの相談など | 子ども家庭 支援センター 【相談電話】 ☎（3927） 0874 【虐待通告】 ☎（3912） 1894 |

北区くらしとしごと相談センター

内 容 様々な事情により経済的に困りの方を対象に、生活保護に至る前段階での支援を行う相談窓口です。生活のことや家計の見直しなど、抱えている課題について、相談支援員が解決に向けたお手伝いをします。

ご相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

開設時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

所在地 〒114-0021 岸町1-6-17 岸町ふれあい館1階

☎ (6454) 3104

くらしにお困りの方は

内 容 高齢、障害、病気などで生活にお困りの場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立できるよう支援する生活保護制度があります。

保護を受けるにはいろいろな要件がありますので、まず生活福祉課にご相談ください。

問い合わせ 生活福祉課 相談係 ☎ (3908) 1144

東京都消費生活総合センター

内 容 都内在住、在勤、在学の方の相談を受け付けます。商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格などのトラブルに関して、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っています。

受付時間 月～土曜日（日・祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

電話相談 ○本人・家族の方

高齢者被害110番 ☎ (3235) 3366

○ヘルパー・ケアマネジャー等、高齢者の身近にいる方

高齢消費者見守りホットライン ☎ (3235) 1334

所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ16階

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan.html>

詐欺など犯罪被害の相談

犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための相談窓口です。

警察相談専用電話番号 ☎ #9110

☎ (3501) 0110

介護保険に関する相談・苦情及び問い合わせ

内 容 介護保険制度は、介護を必要とする方や家族の負担を軽減するために、介護を社会全体で支えようとする制度です。

この制度についてのご意見及び認定結果・サービス内容などに対する相談・苦情など介護保険制度に関することは下記にお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険課

(制度全般・保険給付関係) 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

(認定調査・審査関係) 認定調査係 ☎ (3908) 1120

(資格・保険料関係) 介護保険料係 ☎ (3908) 1285

介護保険被保険者証の交付

内 容 介護保険の被保険者証は、要介護認定の申請や介護保険のサービスを利用するときに使用します。

対 象 ○65歳以上の方（新たに65歳になる方には、65歳に到達する月の前月末までに送付します。）

○40歳以上65歳未満の要介護認定を受けた方

問い合わせ 介護保険課 介護保険料係 ☎ (3908) 1285

介護保険料の決め方・納め方

内 容 ○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、所得などに応じて16段階に設定されています。納付方法には、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収…老齢・退職・遺族・障害年金のうち、基礎年金額が年額180,000円以上受給されている方は、年金の定期支払いの際（年6回）に受給額からあらかじめ差し引かれます。

普通徴収…年金から差し引かれない方、年度途中に第1号被保険者の資格を取得した方（65歳到達、転入など）は区から送付する納付書、または口座振替により納めます。納付月は7月から翌年3月までの年9回、納期限は毎月末です。

○40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）は加入している医療保険の保険料と合わせて徴収されます。（詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。）

問い合わせ 介護保険課 介護保険料係 ☎ (3908) 1285

介護保険料の減額

- 内 容 生活困窮のため、介護保険料の納付が困難と認められた場合には、保険料が減額されます。
- ① 所得段階第1段階の方…22,644円を11,322円に減額
 ② 所得段階第2段階の方…31,324円を22,644円に減額
 ③ 所得段階第3段階の方…52,836円を22,644円に減額
- 対 象 所得段階第1段階（老齢福祉年金受給者のみ）・所得段階第2段階・所得段階第3段階で次の①～④のすべてに該当する方
 （所得段階については、送付されている納入通知書でご確認ください。）
- ①世帯の実月収額が、生活保護基準の1.15倍以下であること
 ※生活保護基準額の目安
 1人世帯：12万円前後 2人世帯：17万円前後
 なお、生活保護基準額は「世帯状況」「年齢」「住宅費」等をもとに算出されるため、上記基準額はあくまで目安となります。
- ②世帯全員が次の資産を所有していないこと
 ・居住用以外の土地、家屋
 ・300万円以上の預貯金、国債等（世帯全員の合計）
- ③市町村民税（特別区民税を含む）が課せられている者の扶養を受けていないこと
- ④保険料を滞納していないこと

※その他、災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方は、保険料の減免が受けられることがあります。

詳しくはお問い合わせください。

※上記保険料は、令和6年度の金額です。

問い合わせ 介護保険課 介護保険料係 ☎ (3908) 1285

要介護・要支援認定の申請及び調査・認定

介護保険のサービスを利用するときは、「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。

対 象 ○65歳以上（第1号被保険者）の方で、入浴・排せつ・食事など、日常生活動作について常に介護が必要な方及び家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方

○医療保険に加入している40歳以上65歳未満（第2号被保険者）で、初老期認知症、脳血管障害など加齢に伴う病気（^{*}16種類の特定疾病）によって日常生活の介護や支援が必要な方

※「16種類の特定疾病とは」

- ①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靭帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗しょう症
- ④多系統萎縮症 ⑤初老期における認知症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症
- ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑩脳血管疾患
- ⑪進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患
- ⑮両側の膝関節または両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

申請から認定までの流れは次のように行われます。

【申 請】

- 申請に必要なもの 介護保険の被保険者証、健康保険の被保険者証（40歳以上65歳未満の方は必須）。申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
- 申請の手続 本人または代理人（親族、民生委員など）及び申請代行業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設）
- 申請受付場所 各高齢者あんしんセンター（P2～3）
高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

【要介護・要支援認定】

申請受付後、区の職員または区が委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人の状態を訪問調査して作成した調査票及び主治医の意見書をもとに、認定審査会で審査・判定します。

【要介護度】

要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けられます。

【認定結果】

申請してから原則として30日以内で認定の結果通知書（要介護度や有効期間などが記載されています。）と、認定結果などが記載された介護保険被保険者証が届きます。また、新規申請で要介護・要支援認定を受けた方は、介護保険サービスを利用したときの負担割合などが記載された介護保険負担割合証も届きます。

「要支援1・2」、「要介護1～5」と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。

「非該当（自立）」と判定された方は、介護保険のサービスを利用した場合、費用が全額自己負担になります。

*区の介護予防事業（P22参照）などがありますので、詳しくは長寿支援課、または高齢者あんしんセンターにご相談ください。

【認定の更新など】

認定の有効期間後も引き続き介護保険のサービスの利用を希望する場合は、有効期間満了の60日前から満了日までに認定申請の手続きが必要になります。（更新時期には「更新申請のご案内」を送付しています。）

また、有効期間内でも、心身の状況が変化した場合などは認定の見直しを申請できます。

問い合わせ

申請については

高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

調査・認定については

介護保険課 認定調査係 ☎ (3908) 1120

居宅サービス計画の作成

内 容 要介護認定を受けた方は、居宅介護支援事業者を選んで、どのようなサービスが必要か相談し、居宅サービス計画を作成してもらいます。

利用者は、居宅サービスを受ける場合、要介護度に応じて使える金額の範囲内で介護支援専門員（ケアマネジャー）の助言を受けて、心身の状態、家庭の状況などに適したサービスを選ぶことができます。居宅サービス計画の作成に自己負担はありません。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

介護予防サービス計画の作成

内 容 要支援1・2と認定された方は、高齢者あんしんセンターの保健師・看護師・ケアマネジャー等が中心になって介護予防サービス計画を作成し、介護保険の介護予防サービスを利用できます。

問い合わせ 担当地域の高齢者あんしんセンター（P2～3）

介護サービスの利用と自己負担

内 容 介護サービスの利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。

自己負担割合は、前年の所得に応じて決定され、1割（保険給付9割）・2割（保険給付8割）・3割（保険給付7割）の3段階になります。

なお、個人ごとに決まるため、同一世帯に2人以上の介護保険利用者がいた場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

また、サービスによってはこのほか、食費・居住費（滞在費）・日常生活費の負担も必要です。

| 所得区分 | | 自己負担割合 |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 右の①②の両方を満たす方 | ①65歳以上で本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入 ^{※2} + 「その他の合計所得金額」 ^{※3} が ◇1人の場合340万円以上 ◇2人以上の場合、合わせて463万円以上 | 3割 |
| 右の①②の両方を満たす方で、3割負担とならない方 | ①65歳以上で本人の合計所得金額 ^{※1} が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入 + 「その他の合計所得金額」が ◇1人の場合280万円以上 ◇2人以上の場合、合わせて346万円以上 | 2割 |
| 2割負担、3割負担の対象とならない方 (本人の合計所得金額が160万円未満の方、64歳以下の方等) | | 1割 |

【用語説明】

- ※1「合計所得金額」・収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る雑所得を含む場合は、合計から10万円を控除した金額です（該当額が零未満の場合は零）。
 - ・分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- ※2「年金収入」・非課税年金（障害年金・遺族年金）は含まれません。
- ※3「その他の合計所得金額」・合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を除いた金額です。
- ・合計所得金額に給与所得を含む場合、給与所得（給与所得と年金収入に係る雑所得がある方の所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の額）から10万円を控除した金額です（当該額が零未満の場合は零）。

※上記の説明は令和6年度の内容です。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119
介護保険料係 ☎ (3908) 1285

介護保険で受けられる主なサービス

【居宅サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事など身の回りの援助を行います。
- 訪問入浴介護
浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介助を行います。
- 訪問看護
看護師などが家庭を訪問し、療養生活の支援を行います。
- 通所リハビリテーション（デイケア）・訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士などが施設や家庭で機能訓練などを行います。
- 通所介護（デイサービス）
定員19人以上のデイサービスセンターで、日帰りで食事・入浴・機能訓練などを行います。
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。
- 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
介護老人保健施設や介護医療院、介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。
- 福祉用具の貸与（レンタル）及び購入（詳しくはP20・P21参照）
車いすや特殊寝台（介護ベッド）などの福祉用具の貸与（レンタル）を行うほか、腰掛便座などは購入費を支給します。
- 住宅改修（詳しくはP20参照）
手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。
- 居宅療養管理指導
医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方・食事など療養上の管理・指導を行います。
- 特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

※要支援1・2の方の訪問介護、通所介護については、P23をご覧ください。

【施設サービス】（要支援1・2の方は利用できません。）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
日常生活で常に介護が必要な方で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを行います。
※新規入所者は原則として要介護3以上の方です。（要介護1・2の方は、やむをえない事情により特例的に入所が認められる場合があります。）

○介護老人保健施設

入院治療は必要のない方に、家庭に戻ることができるようにリハビリや介護を行います。

○介護医療院

長期療養のため医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行います。

【地域密着型サービス】

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は原則として北区の住民に限定され、北区が事業者の指定や監督を行います。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要支援1・2の方は利用できません。）

日中・夜間を通じて、定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行います。介護と看護が連携を図り、ホームヘルパーによる入浴・排せつのお世話や看護師などによる療養上の支援、診療の補助などを行います。

○夜間対応型訪問介護（要支援1・2の方は利用できません。）

ホームヘルパーが、夜間の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行い、排せつのお世話や体位変換などの援助を行います。

○地域密着型通所介護（デイサービス）（要支援1・2の方はP23をご覧ください。）

定員19人未満の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴・機能訓練などを行います。

○認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の方に対して、デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行います。

○小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援を柔軟に行います。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援1の方は利用できません。）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要支援1・2の方は利用できません。）

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、食事・入浴などの介護や健康管理を行います。

※新規入所者は、原則として要介護3以上の方です。（要介護1・2の方はやむをえない事情により特例的に入所が認められる場合があります。）

○看護小規模多機能型居宅介護（要支援1・2の方は利用できません。）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスです。小規模な住居型施設で、「通い」を中心に、「訪問」（介護と看護）、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援を柔軟に行います。

*ほかに、地域密着型特定施設入居者生活介護がありますが、現在、北区にはありません。

※介護サービス提供事業者などについての情報は、ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック北区版）を介護保険課及び各高齢者あんしんセンターの窓口で配布しています。また、北区のホームページでも提供しています。（介護保険サービス提供事業者の検索）

▼詳しくはこちら



問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所については
高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

負担限度額認定（食費・居住費（滞在費）の軽減）

内 容 介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む）に入所・入院及びショートステイ利用の方で一定の条件に該当する場合に食費・居住費（滞在費）の負担を軽減します。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

介護サービス費（利用者負担額）の減免

内 容 介護サービス費の自己負担額を最長6カ月の間、減額又は免除します。

対 象 介護保険のサービス利用者で、災害や生計中心者の失業など一定の理由で自己負担額の支払いが困難な方。

※福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方は、自己負担額の減免が受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

高額介護サービス費の支給

内 容 介護保険の1～3割の自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた部分を支給します。（支給対象者には申請書を送付します。）

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

高額医療合算介護サービス費の支給

内 容 同じ医療保険の世帯内で1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の介護保険及び医療保険に係る自己負担額を合算した額が、一定額を超えた場合に、その超えた部分を支給します。（支給対象者には申請書を送付します。）

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

住宅改修

内 容 生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担1～3割）

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかをケアマネジャーか区の窓口にご相談ください。

※区に登録された事業所で住宅改修を行う場合には、最初から1～3割の負担で済みます。

対 象 介護保険の給付対象となる住宅改修については、改修前に事前の申請が必要となります。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

福祉用具の購入

内 容 都道府県（指定都市・中核市）で指定を受けた福祉用具販売事業者から購入した腰掛便座・入浴補助用具などについて、要介護区分に関係なく毎年上限10万円まで福祉用具購入費が支給されます。（自己負担1～3割）

※購入予定商品が介護保険の給付対象になるか不明の場合は、事前にお問い合わせください。

※区に登録された事業所で福祉用具を購入する場合は、最初から1～3割の負担で済みます（この場合は、事前申請が必要です）。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

福祉用具の貸与（レンタル）

内 容 車いすや特殊寝台（介護ベッド）などの福祉用具は、貸与（レンタル）の対象になります。要支援1・2の方、要介護1の方は、利用できる品目が限られます。利用するには、居宅（介護予防）サービス計画が必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。

要支援1・2の方は、担当地域の高齢者あんしんセンターにご相談ください。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

生計困難者に対する利用者負担額の軽減

内 容 東京都軽減事業の申出を行っている事業所の介護保険サービスを利用されている方で、一定の条件に該当する場合に利用者負担額を軽減します。

問い合わせ 介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援する取り組みです。地域の実情に応じたサービスを提供するとともに、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して高齢者を支える体制を整備していきます。また、高齢者自身が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活ができるよう支援していきます。

「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」から構成されています。

一般介護予防事業

介護予防の普及啓発及び地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うために、講座や教室、講演会などを開催します。

対 象 65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）の全ての方及びその支援のための活動に関わる方（ただし個別に参加条件があります。）

内 容

○通いの場立上げ教室（体操編）

筋力アップ体操を中心に、運動する習慣を身につけ、教室終了後も運動を続けられる自主グループをつくります。

○通いの場立上げ教室（マシンお試し編）

トレーニングマシンの体験をしながら、体操などの運動習慣を身につけ、教室終了後も運動を続けられる自主グループをつくります。



介護予防体操教室の様子

| | |
|-------|---------------------------|
| 利 用 料 | 週1回 全12回 1,200円（全12回分） |
|-------|---------------------------|

○介護予防拠点施設（ぷらっとほーむ滝野川東、桐ヶ丘）（※P68 参照）

○介護予防講演会、認知症予防教室等

介護予防の必要性を知っていただくための講演会や各種講座、サロンを実施しています。

○介護予防リーダー養成講座

地域で介護予防活動をやりたい区内在住・在勤の方（原則、全日程参加可能な方）を対象に、介護予防の必要性を知り、知識や技能を身につけ、地域に介護予防を広めるためのリーダーを養成しています。



介護予防リーダー養成講座

介護予防・生活支援サービス事業

高齢者の方の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。

- 対 象 ①介護保険の要支援1・2と認定された方（要支援認定の申請方法はP14 参照）
②笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）で事業対象者と判断された方
※個別に利用条件があります。

内 容

○訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）等が掃除、洗濯などの日常生活の支援を行います。

| | | |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------------------|
| | 予防訪問サービス | いきいき生活援助サービス *区の研修を受けた「生活援助員」などによるサービス |
| サービス内容 | 生活援助（掃除、洗濯など） 身体介護（入浴介助など） | 生活援助（掃除、洗濯など） *身体介護はできません。 |
| サービス提供事業者 | 訪問介護事業所 | 訪問介護事業所 シルバー人材センター |

○通所型サービス（デイサービス）

デイサービスセンターで、日帰りで機能訓練をはじめとした支援を行います。

| | |
|------|----------|
| | 予防通所サービス |
| 提供時間 | 2時間以上 |

※利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。一定以上の所得がある方の自己負担は利用料の2割または3割、それ以外の方は1割です。なお、介護サービス費（利用料）の減免制度等と同様の制度があります。

○短期集中型健康プログラム～やりたいことのために、自分でまた頑張る3ヶ月間～
リハビリ・口腔・栄養の専門スタッフとマンツーマンで面談を中心としたプログラムを行います。

※通所サービス、訪問リハビリテーションご利用の方等、一部対象外となる方がいます。

※サービスの利用を希望される方は、担当地域の高齢者あんしんセンター（P2～3）や、担当のケアマネジャーにご相談ください。

問い合わせ 一般介護予防事業については

長寿支援課 ☎ (3908) 9017

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス・通所型サービスについては

介護保険課 給付調整係 ☎ (3908) 1286・1119

短期集中型健康プログラムについては

長寿支援課 ☎ (3908) 9017

要介護高齢者等紙おむつ支給

内 容 月に1回、紙おむつを配送します。専用のカタログより、ご希望の製品を選び注文していただきます。

カタログは、各高齢者あんしんセンターや高齢福祉課高齢相談係に置いてあります。ホームページからダウンロードすることもできます。

- ・注文は、30点以上でお願いします。
- ・支給限度点数は、月に60点以内です。
- ・限度点数を超えた場合は、超えた部分につき1点100円で自己負担していただきます。

対 象 次のいずれかに該当し、常時おむつを必要とする方

- ・介護保険の要介護4・5と認定された40歳以上の方
- ・介護保険の要介護3と認定された75歳以上の方

※要介護高齢者等おむつ代金助成との併給はできません。

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・要介護高齢者等おむつ代金助成を受けている方
- ・介護保険施設に入所している方
- ・生活保護を受けている方
- ・心身障害者の紙おむつ支給や代金助成を受けている方
- ・心身障害者の日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方

手 続 介護保険被保険者証または要介護認定結果通知をご持参のうえ、問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターへお申込みください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

紙おむつの支給

内 容 常時おむつを必要とする方に最長3カ月間おむつを支給します。（利用は1回に限ります。）

対 象 北区に在住し、以下のいずれかに当てはまる方

- ・介護保険の要介護度が要支援1・2、要介護1～3と認定され、常時おむつが必要な方（要介護3の方は申請時74歳以下）
- ・65歳以上で、急きょ常時おむつが必要な方

※ただし、次のような区のおむつ支給対象となっている方には支給しません。

- ・要介護高齢者等紙おむつ支給の対象の方
- ・心身障害者紙おむつ支給の対象の方
- ・生活保護の医療扶助でおむつの現物給付（または金銭給付）を受けている方

手 続 対象になるか事前にお電話にてご相談ください。

問い合わせ 北区社会福祉協議会 ☎ (3905) 6653

要介護高齢者等おむつ代金助成

- 内 容** 病院に入院し、病院指定のおむつを使用している方におむつ代金の一部を助成します。
- 対 象** 次のいずれかに該当する方
- ・介護保険の要介護4・5と認定された40歳以上の方
 - ・介護保険の要介護3と認定された75歳以上の方
- ※要介護高齢者等紙おむつ支給との併給はできません。
 ※次のいずれかに該当する方は対象となりません。
- ・要介護高齢者等紙おむつ支給を受けている方
 - ・介護保険施設に入所している方
 - ・生活保護を受けている方
 - ・心身障害者の紙おむつ支給や代金助成を受けている方
 - ・心身障害者の日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方
- 助 成 額** 月額6,000円を限度に助成します。
- 申請手続** 介護保険被保険者証または要介護認定結果通知書、本人名義の預金通帳をご持参のうえ、問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターへお申込みください。
- 請求手続** 申請後、4月、8月、12月に前月までのおむつ代金等の領収書をご持参のうえ、4カ月分を請求していただきますと、翌月末に本人の預金口座に振り込みます。詳細はお問い合わせください。
- ※請求手続は、高齢福祉課高齢相談係、赤羽・滝野川はくちょう高齢者あんしんセンターの3カ所で受け付けます。
- 問い合わせ** 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

おたがいさまネットワーク（高齢者地域自立支援ネットワーク）

- 内 容** 民生委員や声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）による月2回程度の声かけサービスを行います。また、高齢者あんしんセンターは民生委員、声かけサポーター、協力団体（町会・自治会、介護支援事業所、医療機関など）、消防署、警察署とも連携を図り、必要な援助を行います。
- 対 象** 次のすべてに該当する方で、利用を希望される方
- ・65歳以上の一人ぐらしの高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ・在宅生活で不安・孤独・虚弱などでお困りの方
- 手 続** 最寄りの高齢者あんしんセンターまたは地域の民生委員にご相談ください。
- 問い合わせ** 長寿支援課 ☎ (3908) 9017



一人ぐらし高齢者定期訪問

内 容 民生委員が週に1回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩みごとの相談をお受けします。

対 象 65歳以上の虚弱な一人ぐらし高齢者（同一敷地内に親族がいないこと）
シルバーピアやケア付き住宅にお住まいの方、施設に入所している方は除きます。

手 続 問い合わせ先または地域の民生委員にご相談ください。

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

住宅改造費助成

内 容 手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止等床材の変更、引き戸等扉の取り替え、便器の洋式化、浴槽の取り替え、流し・洗面台の取り替えなどの住宅改造費について助成します。（老朽化にともなう取り替え、新築時の設置、工事着工後の申請等は対象となりません。）

対 象 次のすべてに該当する方

- ・北区に居住する65歳以上の方
- ・介護保険の認定申請をしている方（要支援、要介護、非該当（自立）の方）
- ・住宅改造が必要と認められる方

（介護保険の要支援、要介護に認定された方は、介護保険が優先します。）

費 用 助成対象額の1割から3割が自己負担になります。また、減免の制度もあります。（助成額を超えた部分および対象外工事については全額が自己負担になります。）

手 続 必ず事前に担当地域の高齢者あんしんセンターへご相談ください。ご自宅を訪問し要件を確認します。

（介護保険による住宅改修は、ケアマネジャー等にご相談ください。※P20参照）

介護保険制度との関係

| 制度別 介護保険判定結果 | 区 の 制 度 | | 介護保険の制度 （住宅改修） |
|-----------------|----------|------|-------------------|
| | 介護予防住宅改造 | 設備改造 | |
| 介護保険非該当と判定された方 | ○ | × | × |
| 要支援1・2、要介護1～5 | × | ○ | ○ |
| 要介護認定を申請していない方 | × | × | × |

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

高齢者補聴器購入費用助成

- 内 容** 聴力機能が低下した高齢者の方に対し、補聴器（管理医療機器認証を取得した左右いずれかの耳に装着するもの1台分及び付属品に限ります）購入費用の一部を助成します。（区助成額上限 70,000円）
- 対 象** 次のすべてに該当する方
- ① 北区内に居住し、住民登録がある満65歳以上の方
 - ② 住民税非課税の方、または住民税均等割のみ課税の方、あるいは生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者
 - ③ 聴覚障害での身体障害者手帳を所持していない方
 - ④ 耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判定した中等度難聴者（4分法で両耳とも聴力レベルが40dB以上70dB未満）
※医師の診断による例外あり
- ※課税地が北区以外の方は、非課税証明書を取得してご相談ください。
※助成の決定を受けてから5年を経過した方は再申請が可能です。
- 手 続** 高齢福祉課窓口でご相談ください。代理の方が相談される場合は、委任状と代理人自身を確認できる証明書が必要です。対象要件等を確認し、対象であれば申請書をお渡しします。
※補聴器を購入する前に申請が必要です。
※区の助成決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となります。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

高齢者福祉マッサージ券の支給

- 内 容** 区指定の施術所において使用できるマッサージ券を支給します。
- 対 象** 次のどちらかに該当する方
- ① 在宅の方で介護保険の要介護4・5と認定された方
 - ② 一人ぐらし高齢者定期訪問を受けている方
- なお、身体障害者福祉マッサージ券との併給はできません。
- 手 続** 窓口に来る方の本人確認ができるものをご持参ください。
- ①の方の申請には、介護保険被保険者証または要介護認定結果のわかる通知書も必要です。
- ※高齢福祉課高齢相談係、赤羽・滝野川はくちょう高齢者あんしんセンターの3カ所で受け付けます。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

高齢者見守り・緊急通報システム

内 容 病弱な高齢者等が家庭内で急病や発作などを起こしたときにボタンを押すと、民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報する緊急通報装置を貸与・設置します。看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行います。（携帯電話ではご利用いただけません。）

また、緊急時だけでなく健康のご相談なども受け付けており、月1回スタッフからお伺い電話があります。

ご希望の方には、煙感知型の火災安全システムおよび安否確認センサを貸与・設置することができます。安否確認センサは、一定時間人の動きを感知できないときに受信センターへ自動通報を行うセンサです。

対 象 次のすべてに該当する方

- ・区内に住所を有する65歳以上の一人ぐらしまたは、高齢者（65歳以上）のみの世帯の方
- ・身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する方（お薬手帳のコピーが必要となります。）

費 用 住民税課税世帯には費用負担があります。（月額費用・別途税）

| | 緊急通報システム | 火災安全システム | 安否確認センサ |
|------|----------|----------|---------|
| 課税世帯 | 310円 | 64円 | 121円 |

※住民税非課税世帯および生活保護世帯の方には費用負担がありません。

手 続 問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

徘徊高齢者家族支援サービス

内 容 認知症により徘徊（はいかい）症状のある方に、GPS端末機をあらかじめ身につけていただき、徘徊により所在が不明となったときに、介護者からの依頼により「現在位置」を24時間対応で検索してお知らせします。

対 象 区内在住で認知症による徘徊症状のある方（40歳以上）を在宅で介護する方

費 用 探索回数に応じた探索料（電話200円／回）を負担していただきます（税別）。

インターネットによる探索料は無料。

バッテリー交換時は2,100円を負担していただきます（税別）。

手 続 問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

要介護高齢者等訪問理美容サービス

- 内 容 要介護高齢者の方に、年4回（5・8・11・2月）自宅に理容師または美容師を派遣し、調髪を行います。
- 対 象 40歳以上で、介護保険の要介護4・5と認定された在宅の方
※心身障害者訪問理美容サービスを受けている方は、重複してサービスを受けることはできません。
- 費 用 調髪料金 2,000円（消費税を含む）を負担していただきます。
- 手 続 介護保険被保険者証または要介護認定結果通知書をご持参のうえ、問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターへお申込みください。
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

出張理美容サービス

- 内 容 理美容室に行くことが困難な高齢者の自宅に出張し、カット等を行います。
- 対 象 在宅者で外出が困難な高齢者
- 費 用 カット料金 4,400円（出張費・消費税を含む）を負担していただきます。
詳しいサービス内容につきましては、HPをご覧ください。
NPO 法人日本理美容福祉協会 城北センター
<http://www.bbs-co.com/npo/>
※施設での利用料金は異なります。お問合せください。

問い合わせ NPO 法人日本理美容福祉協会 城北センター ☎ (3919) 4170

要介護高齢者等寝具乾燥サービス

- 内 容 寝具乾燥が困難な要介護高齢者に、月1回、寝具乾燥等を行います。
- 対 象 次のすべてに該当する方
・40歳以上で、介護保険の要介護4・5と認定された方
・家族等による寝具の乾燥が困難な方
※心身障害者寝具乾燥サービスを受けている方は、重複してサービスを受けることはできません。
- 費 用 費用の1割を負担していただきます。
- 手 続 介護保険被保険者証または要介護認定結果通知書をご持参のうえ、問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターへお申込みください。
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

高齢者緊急生活支援事業

- 内 容 家庭の事情等により一時的に在宅での生活が困難になった高齢者に対し、施設において、短期的に保護し、高齢者及びその家族等の生活支援を行います。
- 対 象 北区在住で、おおむね65歳以上の方で、一時的に在宅生活が困難な方（介護保険法の要支援・要介護と認定された方を除く）
- 費 用 所得状況、居室別により費用が異なります。
- 手 続 詳細は問い合わせ先にご相談ください。
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

友愛ホームサービス

- 内 容 地域の高齢者や障害のある方などを対象に日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供しています。
- 対 象 以下の①～④のいずれかに該当し、本サービスの利用が必要と認められた方
- ① おおむね65歳以上の高齢の方
 - ② 心身に障がいのある方
 - ③ 難病、病弱、怪我などのために一時的に支援が必要な方
 - ④ ひとり親家庭の養育者で一時的な支援が必要な方（子どもの直接支援は行いません）
- 利用方法 会員登録が必要となります。詳細はお問い合わせください。
- 利 用 料 年会費：1,500円
利用料金：1時間 900円（延長300円/20分）
- サービス提供時間 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
- 問い合わせ 北区社会福祉協議会 友愛ホームサービス ☎ (3907) 9492

高齢者生活援助サービス

- 内 容 北区社会福祉協議会が行っている「友愛ホームサービス事業」について北区が年会費・利用料の一部を補助する制度です。
- 対 象 友愛ホームサービス登録者で、要支援1以上と認定された高齢者のうち、住民税非課税世帯もしくは生活保護世帯の方

| 補 助 額 | 所得区分 | 年会費補助額 | 利用料補助額（1時間） | ※月8時間まで |
|--------|----------|--------|-------------|---------|
| | 住民税非課税世帯 | 1,500円 | 600円 | |
| 生活保護世帯 | 1,500円 | 800円 | | |

- 手 続 北区社会福祉協議会 友愛ホームサービス
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ (3908) 1158

区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成

内 容 成年後見等を選任する必要があるながら、身寄りがないなど申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います（本人および親族申立ての相談はP7参照）。また、本人および親族申立ての場合は、申立てに要する費用を負担することが困難な方に対し、申立費用等を助成します。

手 続 詳細は問い合わせ先にご相談ください。

問い合わせ 区長による申立てについては

高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

本人・親族の申立費用の助成については

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ (3908) 1158

成年後見人等報酬助成

内 容 区長申立てのほか、本人及び親族申立てによる成年被後見人等で、所得が少なく後見人等へ報酬等を支払うことが困難な方に対し、報酬費用を助成します。

手 続 詳細は問い合わせ先にご相談ください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ (3908) 1158

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

内 容 高齢者、知的障害者、精神障害者等の方で、判断能力が充分でないため福祉サービスの利用等が自分では難しい方が、地域で安心して生活できるようにお手伝いするものです。本人の意思を伺って支援計画を作成したうえで利用契約を結び援助を行います。

支援内容および料金

相談は無料ですが、利用契約後の支援は有料となります。

| | 支援内容 | 料金 |
|---|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ① | 福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用・解約、利用料支払い手続き、福祉サービスの苦情申し立ての援助） | 〈基本料金〉 1時間まで1,500円（左記②の援助のために必要な通帳や印鑑の預かりを希望する場合は3,000円） |
| ② | 日常的な金銭管理の援助（日用品などの代金、公共料金、家賃などの支払い手続き・その支払いに伴う預貯金の払戻し等の手続き） | 〈延長料金〉 以降、30分ごとにプラス600円 *生活保護受給者は無料 |
| ③ | 書類等の預かり（年金証書、権利証、定期預金の通帳等の預かり） | 1か月 1,000円 |

※上記の他、支援にかかる交通費は利用者負担

問い合わせ 北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
☎ (3908) 7280 FAX (3905) 4653

生活福祉資金貸付

内 容 福祉資金（住宅改修、療養・介護など）、不動産担保型生活資金

対 象 1 低所得世帯…東京都社会福祉協議会の定めた収入基準を超えない世帯
2 障害者世帯…「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けた方の属する世帯
3 高齢者世帯…日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者の属する世帯で収入基準を超えない世帯

利 子 連帯保証人有の場合は無利子、連帯保証人無の場合は年1.5%

そ の 他 民生委員との面接が必要です。

問い合わせ 北区社会福祉協議会 ☎ (3907) 9494

貸付の条件、収入基準等、詳細はお電話にてご相談ください。

車いすの貸出し

内 容 北区在住の方で一時的に車いすを必要な方に無料で3カ月を限度に貸出しています。

介護保険サービスなど、他の公的サービスが利用できる方は原則として対象になりません。

問い合わせ 北区社会福祉協議会 ☎ (3905) 6653

リフト付福祉タクシー

内 容 区が契約した、車いすや寝台車のまま乗車できるリフト付タクシーをご利用になれます。付添の方1・2名も同乗できます。

対 象 一般の交通手段を利用することが困難な車いすを使用する重度身体障害者や、ねたきり等の高齢者の方

利用方法 利用日の1カ月前からの予約制です。
介護タクシーケアキャッツへ直接申し込んでください。

☎ (3916) 8150 FAX (5980) 8168

受付時間 午前8時～午後6時

利用できる時間 法定点検を除く毎日 午前8時半～午後9時

料 金 タクシーの料金と同じです。

ハンディキャブの貸出し

内 容 車いすのまま乗ることができるワゴン車（ハンディキャブ）を無料で貸し出しています。（ガソリン代等実費は負担していただきます。）

対 象 車いすまたは移動ベッド（ストレッチャー）でなければ移動できない方

年会費 2,000円（年度ごとの更新が必要です。）

利用方法 事前予約制（1カ月前から電話で予約できます。）

利用回数 月4日間まで

問い合わせ 北区社会福祉協議会 ☎ (3905) 6653

介護マーク

内 容 認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、周囲から偏見や誤解を受けることがあります。「介護マーク」は介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。この介護マークを無料で配付します。
[種類]吊り下げ名札型、腕章型



対 象 区内在住で、認知症高齢者などを介護している家族など（介護職の方を除く）
手 続 問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。
問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

ごみの訪問収集

内 容 ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみなどを清掃事務所の職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集します。
対 象 次の（1）または（2）に該当する方で、ご自身でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人などの協力を得ることができない方
（1）65歳以上で一人暮らし等の方
（2）障害者のみで構成されている世帯の方
問い合わせ 北区清掃事務所 ☎ (3913) 3141

ふれあい訪問収集（単身者安否確認）

内 容 ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみなどを清掃事務所の職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集します。その際に可燃ごみ等の排出が無かったときは、安否の確認を行います。安否の確認ができなかった場合には、あらかじめ登録されている緊急連絡先へ連絡します。
対 象 次の（1）（2）のすべてに該当する方で、ご自身でごみを集積所に持ち出すことが困難な方
（1）75歳以上で一人暮らしの方
（2）介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
問い合わせ 北区清掃事務所 ☎ (3913) 3141

粗大ごみの運び出し収集

内 容 ご家庭の粗大ごみを清掃事務所の職員が調査を行い、可能な場合は、室内から運び出して収集します。運び出しをお手伝いできる回数は、1か月に1回、1品もしくは1,300円分までです。

ただし、粗大ごみの形状や運び出し経路などについて、事前に実地による確認をさせていただき、作業員が運び出し可能と判断した場合に限りますので、状況によってはお断りすることがございます。条件が合わない場合は民間のサービスをご利用ください。

また、申込み状況によっては、申込みから収集までに時間がかかる場合があります。

対 象 次の(1)または(2)に該当する方で、粗大ごみを粗大ごみ置き場または玄関先に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない方
※引っ越し予定の方は、運び出し収集の対象にはなりません。

(1) 65歳以上の方で一人暮らし等の方

(2) 障害者のみで構成されている世帯の方

問い合わせ 浮間清掃事業所 ☎ (3960) 5330

粗大ごみ等の処理手数料の免除

事前に必要書類を提出することにより粗大ごみなどの処理手数料が免除されます。申込み時に申請してください。

対 象

- ・老齢福祉年金を受けている世帯
- ・生活保護を受けている世帯
- ・中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- ・児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯
- ・天災その他大規模な災害を受けた世帯

内 容 (1) 粗大ごみ

※エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫、保冷庫、冷温庫)、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン・モニターは粗大ごみとしての収集は行いません。

申込先 粗大ごみ受付センター ☎ 0570 (075) 533

受付時間 月～土曜日(年末年始を除く)午前8時～午後7時

(2) 臨時ごみ

問い合わせ 北区清掃事務所 ☎ (3913) 3141

国民健康保険

○国民健康保険（国保）は、皆さんが病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかれるように、すべての加入者が日ごろからそれぞれの収入に応じて保険料を出し合い、もしものときの医療費にあてる「相互扶助」の制度です。

○勤務先等の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保に加入しなければなりません。

外国籍の方も同様です。ただし、在留資格と在留期間が適切な方に限ります。

○高齢受給者証

- ・高齢受給者証は、医療機関での負担割合を明記したものです。負担割合は所得に応じて、「3割」または「2割」です。受診するときには被保険者証（保険証）と一緒に「高齢受給者証」を受付窓口に提示してください。

- ・70歳の誕生日翌月（1日生まれの方は誕生月）から74歳までが対象です。

申請の必要はありません。国保資格係よりお送りします。

※北区の国民健康保険以外の公的医療保険に加入している方は、保険証の発行元へお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課 国保資格係 ☎ (3908) 1131

後期高齢者医療制度

○制度の運営

東京都内全ての区市町村で構成する「東京都後期高齢者医療広域連合」（広域連合）が運営しています。区の担当窓口（国保年金課高齢医療係）は各種申請及び届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務と保険料の徴収業務を行います。

○対象となる方（被保険者）

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）※生活保護受給者等は除く

- ・65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合から認定された方
（区に申請し広域連合の認定を受けた日からの資格取得となります。）

○保険証

被保険者には1人に1枚、保険証が交付されます。保険証には、一部負担金（自己負担）の割合や有効期限などが記載されています。病院などで医療等を受けるときは必ず提示してください。

○自己負担の割合

医療機関等の窓口での支払いは医療費等の1割又は2割又は3割です。自己負担の割合は、毎年8月1日に判定しています。

| 判定基準 | 区分 | 自己負担割合 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得 ^{※1} が145万円以上の方がいる場合 | 現役並み所得者 | 3割 |
| 以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入 ^{※2} 」+「その他の合計所得金額 ^{※3} 」の合計額が ・被保険者が1人………200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上 | 一定以上所得のある方 | 2割 |
| 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合 | 一般所得者等 | 1割 |

※1住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。住民税の通知には、「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります。

※2「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含みません。

※3「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

○「現役並み所得者（3割負担）」に該当しない場合があります

住民税課税所得が145万円以上でも、収入によっては、「現役並み所得者（3割負担）」の対象外となります。判定基準は下記のとおりです。

| 世帯の被保険者数 | 収入判定基準 (令和5年1月から12月までの収入) |
|----------|------------------------------|
| 1人 | 383万円未満 ^{※4} |
| 2人以上 | 合計520万円未満 |

なお、原則申請が必要ですが、区で収入額を確認できる場合は、申請不要です。

※4 同世帯に他の医療保険制度に加入している70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満。

○後期高齢者医療保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。保険料に関する通知は、区の担当窓口から被保険者にお送りします。

- 保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

- 保険料の納め方

納付方法は、公的年金から引き落とされる「特別徴収」と、納付書や口座振替により納めていただく「普通徴収」の2通りがあります。

- 口座振替をご利用いただけます

特別徴収の方や納付書で納めている方は、お申し込みにより口座振替に変更できません。被保険者本人の口座だけでなく、世帯主、配偶者等の口座でも指定することができます。なお、国民健康保険料の振替口座は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。

○医療費が高額になったとき（高額療養費）

月の1日から末日までの1カ月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合は、超えた額を払い戻します。事前に申請をしなくても、診療月からおおよそ4カ月後に広域連合から申請書を送付します。

なお、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。

○医療保険と介護保険を合算した限度額を設けています（高額介護合算療養費）

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、自己負担限度額を超えるときは、申請により、超えた額が医療保険と介護保険のそれぞれの制度から払い戻されます。

○限度額適用・標準負担額減額認定証（自己負担割合が1割の方）

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

○限度額適用認定証（自己負担割合が3割の方）

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

○特定疾病療養受療証

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口で提示すると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

【対象となる特定疾病】

- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV 感染症

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」の交付に該当する方は、区の担当窓口で申請してください。

今まで加入していた医療保険で「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」や「特定疾病療養受療証」を交付されていた方も、75歳になった時や都外からの転入等で新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

○その他

- ・医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を購入し、医療費の全額を自己負担した場合は、後日、区の担当窓口で申請すると、保険者が負担する額が払い戻されます。
- ・交通事故などのケガで病院などを受診した際の医療費は、通常、加害者側が過失割合に応じて負担しますが、区の担当窓口へ連絡・届出をすることで保険証を使用して診療を受けることもできます。
交通事故の場合、警察（自動車安全運転センター）から発行される「交通事故証明書」が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。
加害者側との示談は、不利な示談をすると保険給付分の請求ができない場合があります。示談前に広域連合へ連絡するとともに、示談の内容には十分ご注意ください。
- ・被保険者が亡くなったときは、区の担当窓口で申請することにより、葬儀代金を支払った方に葬祭費（7万円）が支給されます。
- ・各種手続きの際は、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる場合があります。本人確認のため、身元確認書類（運転免許証やパスポート等）とマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）の提示が必要です。ご不明の点は、あらかじめ区の担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課 高齢医療係 ☎ (3908) 9069

広域連合お問合せセンター ☎ 0570 (086) 519

制度についてわからない点など、ご質問を受け付けております。

（土日、祝日及び年末年始を除く平日午前8時30分～午後5時）

休日応急診療

内 容 急病の方のために、日曜日、祝日（振替休日を含む）および年末年始（12/29～1/4）に診療を行っています。診療を受けるときは、健康保険証・医療受給者証等をご持参ください。持参されない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。応急的な診療のため、継続的な治療は行っていません。

場 所 〔小児科・内科〕 北区医師会館2階 ☎ (5390) 3011
〒114-0002 王子2-16-11
受付時間 午前10時～午後9時30分

〔歯 科〕 滝野川西区民センター2階 ☎ (5567) 2055
〒114-0023 滝野川6-21-25
受付時間 午前9時～午後4時30分

北歯科医師会館1階 ☎ (3900) 5009
〒114-0032 中十条2-11-4
受付時間 午前9時～午後4時30分

「訪問歯科医」紹介

内 容 障害の状況や体の状態に応じて各歯科医師会で身近な「訪問歯科医」を紹介いたします。診療費は保険診療です。

対 象 障害のある方および介護が必要な方で、通院が困難な方
問い合わせ および申し込み

【王子・赤羽地区在住の方】

| | |
|---|----------------------------------------------------------------|
| ① | 北歯科医師会事務局 ☎ (3900) 5009 FAX (3900) 5101 〒114-0032 中十条2-11-4 |
| ② | 北歯科医師会訪問歯科ステーション（訪問相談専用電話） ☎ 070 (4432) 7703 |

【滝野川地区在住の方】

| | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ | 北区障害者口腔保健センター内滝野川歯科医師会事務局 ☎ (5567) 2088 FAX (5567) 3388 〒114-0023 滝野川6-21-25 滝野川西区民センター2階 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 ①午前9時～午後5時 ②午前10時～午後4時 ③午前10時～正午、午後1時30分～午後5時 ※①～③とも、祝日・休日・年末年始を除く</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

心身障害者歯科診療

対 象 心身に障害のある方および高齢の方で一般歯科診療所では治療が困難な方

申込方法 電話による予約制

診 療 日 月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）

診療時間 午前10時～12時 午後1時30分～午後5時

保健指導・相談日 月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）

持参するもの 次のうちお持ちのもの

- ・健康保険証・心身障害者医療費受給者証・身体障害者手帳
- ・高齢受給者証・生活保護法医療券など

場 所 北区障害者口腔保健センター ☎ (5567) 2088

〒114-0023 滝野川6-21-25 滝野川西区民センター2階

特定健康診査

内 容 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期発見し、生活習慣病を予防するための健康診査です。健診結果により生活習慣の改善が必要となった方には「特定保健指導」を実施します。

対 象 北区国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方

受 診 券 対象の方には健診実施時期にあわせて受診券を送付します。

※生活保護等を受給している方には、別途、健康診査のご案内を送付します。

※北区国民健康保険以外にご加入の方は、加入している医療保険者

（保険証発行機関）が特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

問い合わせ 健診コールセンター ☎ (3908) 9034

後期高齢者健康診査

対 象 年度末現在75歳以上で北区の後期高齢者医療制度にご加入の方または65歳以上で一定の障害があり、北区の後期高齢者医療制度にご加入の方
※特別養護老人ホーム等の施設に入所中の方は対象外となります。

受 診 券 対象の方には健診実施時期にあわせて受診券を送付します。

※生活保護等を受給している方には、別途、健康診査のご案内を送付します。

問い合わせ 健診コールセンター ☎ (3908) 9034

がん検診

- 内 容 がんの早期発見を目的として実施しています。年に1回（胃がん内視鏡方式・子宮がん・乳がんは2年に1回）は検診を受け、健康保持に努めてください。
- 検診の種類 胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん
- 申込方法 詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。
- 問い合わせ 健診コールセンター ☎ (3908) 9034

口腔機能維持向上健診

- 内 容 歯周病の早期発見を目的とする健診と口腔機能を維持・向上させるための「口腔機能検査」（咀嚼機能・飲み込み機能・口腔乾燥状態）を行う健康診査です。
- 対 象 区内に住民登録を有する80歳及び75歳以上の奇数年齢（75・77・79歳…）の方
- 受診券 対象の方には健診実施時期にあわせて受診券を送付します。
- 問い合わせ 健診コールセンター ☎ (3908) 9034

高齢者肺炎球菌予防接種

- 内 容 肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐためのワクチンです。
- 対 象 区内に住民登録を有し、65歳になる方及び60歳から64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害がある方（身体障害者手帳1級相当）（過去に接種したことのある方は、対象外）
- 予診票 対象の方には、実施時期に合わせて予診票を送付します。
- 問い合わせ 保健予防課 保健予防係 ☎ (3919) 3104

高齢者インフルエンザ予防接種

- 内 容 季節性インフルエンザの発病またはその重症化を防ぐための予防接種です。
- 対 象 区内に住民登録を有する65歳以上の方及び60歳から64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害がある方（身体障害者手帳1級相当）
- 予診票 対象の方には、実施時期に合わせて予診票を送付します。
- 問い合わせ 保健予防課 保健予防係 ☎ (3919) 3104

原子爆弾被爆者の医療・手当

対象 被爆者とは、広島・長崎で被爆し、被爆者健康手帳を交付された方で、次のような区分があります。

- 1 直接被爆者…原爆投下時、当時の広島市・長崎市あるいは法令で定められた区域内にあった方
- 2 入市者…原子爆弾投下2週間以内に（広島8月20日、長崎8月23日まで）に爆心地から2km以内の法令で定めた区域内に救護、医療活動、親族探しのために入った方
- 3 死体処理救護従事者等…原子爆弾投下2週間以内に被爆者の救護搬送、死体処理等に従事した方
- 4 胎児…上記1・2・3の被爆者の胎児（広島は昭和21年5月31日まで、長崎は昭和21年6月3日までの出生者）

医療

1 認定疾病医療費

原子爆弾による放射線が原因となって起こったけがや病気について、厚生労働大臣からそのけがや病気が原子爆弾の障害作用に起因するものであることの認定を受けた方は、指定医療機関で医療を受けるとき、その医療に係る医療費について全額を国費で負担します。

○主な認定疾病

- ・悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症
- ・心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変
- ・放射線白内障（加齢性白内障を除く）

2 一般疾病医療費

認定疾病医療費の給付を受けることのできる疾病と、例外疾病を除く全ての病気やけがについて医療を受けた場合に支給されます。ただし、保険適用外のものは対象となりません。

○例外疾病

- ・遺伝性疾病 ・先天性疾病 ・被爆時以前にかかった精神病
- ・むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）

※また、自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意又は重過失等による病気やけがについても手帳は使えません。

3 一部負担金相当額の給付（75歳以上の方の医療の給付）

被爆者健康手帳の交付を受け、後期高齢者医療被保険者証を所持している方に、一部負担金相当額を給付します。ただし、認定疾病医療費の給付を受けることが

できる疾病と例外疾病および保険適用外のものは対象となりません。

※また、自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意又は重過失等による病気やけがについても手帳は使えません。

4 治療用装具の医療費

保険診療において、保険医が治療上必要があると認め、関節用装具、コルセット等の治療用装具を業者に作らせて患者に装着した場合、装具購入に要した費用について、保険者に請求するとともに自己負担分について払い戻しの請求ができます。

5 被爆者の子に対する医療費の助成

「健康診断受診票」の交付を受けた方で、次の11の障害を伴う疾病にかかり、6カ月以上の医療を必要とする方に、各種医療保険が適用された後の医療費の自己負担分を公費で負担します（入院時の食事標準負担額及び生活療養標準負担額は除きます）。

- ①造血機能障害 ②肝臓機能障害 ③細胞増殖機能障害
- ④内分泌腺機能障害 ⑤脳血管障害 ⑥循環器機能障害
- ⑦じん臓機能障害 ⑧水晶体混濁による視機能障害（白内障のみ）
- ⑨呼吸器機能障害 ⑩運動器機能障害 ⑪潰瘍による消化器機能障害

※ただし、感染症、寄生虫病、中毒又は事故による病気等、原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかな場合は除きます。

- | | | | |
|------|----------|--------|-------------|
| 各種手当 | 1 医療特別手当 | 2 特別手当 | 3 原子爆弾小頭症手当 |
| | 4 健康管理手当 | 5 保健手当 | 6 介護手当 |

介護保険利用等助成

被爆者健康手帳の交付を受けた、次の①、②の方に助成金を支給します。

- ①都内在住で、対象となる介護保険サービスを利用している方
- ②養護老人ホームに措置入所している方

その他

被爆者が亡くなったときは、申請により葬祭を行った方に葬祭料が支給されます。

※ただし、先天性・遺伝性疾病、交通事故や天災などの不慮の事故、自殺及び闘争、泥酔による負傷または疾病等、原子爆弾の障害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。

問い合わせ 東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課 ☎ (5320) 4473
 窓 □ 地域福祉課 地域福祉係 ☎ (3908) 9015

〔公営住宅の募集〕

北区高齢者住宅（単身者用）あき家入居登録者募集

内 容 高齢者住宅（シルバーピア）あき家の入居者を毎年9月（予定）に募集します。
書類審査・実態調査をした上で入居登録者を決定します。

応募資格 満65歳以上の単身者で、以下のすべてに該当する方

- ・北区内に引き続き2年以上居住していること
- ・年間所得が基準内であること（2,568,000円まで）
- ・自立して生活できること
- ・住宅に困っていること（住宅または土地を所有していないこと）
- ・暴力団員でないこと

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

住宅

区営住宅（家族向）あき家入居者募集

内 容 区営住宅あき家の入居者を毎年6月（予定）に募集します。
公開抽せんにより当せんした場合、資格審査を行います。

応募資格 北区に居住する同居親族のいる方で、以下のすべてに該当する方

- ・世帯の所得が基準内であること
例：標準世帯（4人家族）のとき
一般世帯では 3,036,000円まで
障害者世帯等では 3,708,000円まで
- ・住宅に困っていること（住宅または土地を所有していないこと）
- ・暴力団員でないこと

問い合わせ 区営住宅受付担当 ☎ (3908) 1523

都営住宅（単身者向・家族向）入居者募集

内 容 東京都が募集する住宅は、5月・8月・11月・2月の年4回（予定）あります。高齢者や心身障害者、車いす使用者向けの募集などがあります。

問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ (3498) 8894 FAX (3409) 4527

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 3階

テレホンサービス ☎ (6418) 5571

ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

| 募集時期 | 対 象 世 帯 等 |
|-------|------------------|
| 5月上旬 | 家族向・単身者向等（抽せん方式） |
| 8月上旬 | 家族向（ポイント方式）※ |
| | 単身者向（抽せん方式） |
| | シルバーピア（抽せん方式） |
| 11月上旬 | 家族向・単身者向等（抽せん方式） |
| 2月上旬 | 家族向（ポイント方式）※ |
| | 単身者向（抽せん方式） |
| | シルバーピア（抽せん方式） |

※ポイント方式とは、住宅状況申告書に記載された項目により、住宅困窮度を判定し、ひとり親（母子・父子世帯）・高齢者・心身障害者・多子・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯等に限った募集です。

都営住宅地元割当入居者募集

内 容 東京都が募集するほかに、北区の地元割当があった場合は、区民の方を対象に募集を行います。

ご応募の資格として、北区内に居住していること、世帯の所得が基準内であること（例：標準世帯（4人家族）で一般世帯では 所得3,036,000円まで、障害者世帯等では3,708,000円まで）、住宅に困っていること等が必要です。

問い合わせ 区営住宅受付担当 ☎ (3908) 1523

都営住宅シルバーピア地元割当（単身者向・二人世帯向）入居者募集

内 容 東京都が募集するほかに、北区の地元割当があった場合は、区民の方を対象に募集を行います。

単身者向住宅は申込者が北区内に3年以上居住している65歳以上、二人世帯向住宅は申込者本人が北区内に3年以上居住している65歳以上で、かつ同居親族が65歳以上（ただし、配偶者はおおむね60歳以上）である世帯で、住宅に困っていること等が必要です。

問い合わせ 区営住宅受付担当 ☎ (3908) 1523

都営住宅優遇抽せん制度

内 容 一般の方より有利な当せん率（7倍あるいは5倍）で抽せんが受けられます。

- 対 象
- ・高齢者世帯等
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・愛の手帳の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・戦傷病者手帳第1款症以上の方
 - ・難病患者等
 - ・原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方

※その他にも優遇される場合があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ (3498) 8894 FAX (3409) 4527

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 3階

テレホンサービス ☎ (6418) 5571

ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

都営・区営住宅使用料の減額

内 容 病気・失職等により収入が著しく減少した方や障害者世帯等で住宅使用料を納めることが困難な場合には、一定の資格審査により使用料を減額する制度があります。

問い合わせ 都営住宅：東京都住宅供給公社

赤羽窓口センター

〒115-0044 赤羽南1-9-11 赤羽南ビル5階

お客さまセンター ☎ 0570 (03) 0071

区営住宅：区営住宅受付担当 ☎ (3908) 1523

〔民間住宅をお探しの方〕

お部屋探しサポート事業（よりそい型）

内 容 民間の賃貸住宅をお探しの住宅確保要配慮者に対して、区の登録を受けた協力居住支援法人を紹介します。お部屋探しにあたって、協力居住支援法人による内見の同行や契約手続き等のサポートを受けることができます。
※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

お部屋探しサポート事業（おしらせ型）

内 容 民間の賃貸住宅をお探しの高齢者世帯、ひとり親世帯、多子世帯に対して、区の登録を受けた協力不動産店を通じ、無料で物件の情報提供を行います。

対 象 者 北区に居住していること
自立した日常生活が送れること
生活保護を受けていないこと 等
※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

〔セーフティネット住宅〕

セーフティネット住宅情報提供システム

内 容 高齢者をはじめ障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅をWEBサイトから検索できる国土交通省のシステムです。セーフティネット住宅には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない「登録住宅」（住宅確保要配慮者以外も入居可能）と住宅確保要配慮者のみが入居可能な「専用住宅」があります。

ホームページ <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

家賃補助付きセーフティネット住宅

内 容 セーフティネット住宅として登録された「専用住宅」のうち、一定の要件を満たす「専用住宅」に対して家賃低廉化を実施しています。対象者及び助成額は、「専用住宅」によって異なります。
募集を行う家賃補助付きセーフティネット住宅は、北区ニュース及びホームページ等でお知らせします。
※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

〔住まいに関する助成等〕

三世代住宅建設等助成

内 容 三世代が同居し高齢者や子育てに配慮した住宅を区内に建設する場合に建設費用の一部を、住宅を改修する場合に工事費用の一部を助成します。三世代とは、「祖父母と父母と子」などの世帯をいいます。（要事前相談）

対 象 者 三世帯で同居するための住宅を区内に建設または改修する建物の所有（予定）者

助 成 額 新築：1棟につき50万円 改修：助成対象改修工事費用が税込10万円以上の工事が対象。工事費用の1/2（上限20万円）

いずれも、義務教育課程修了前の子どもが2人以上いる世帯に加算あり。

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅政策係 ☎ (3908) 9201

住宅

親元近居助成

内 容 子育てや介護を共助しあうため、区内に住む親に近居して区内に住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します。（要事前申請）

対 象 者 親が区内に10年以上居住しており、かつ18歳未満の子どもを扶養している取得する住宅の建物所有者

助 成 額 取得時の登記費用（上限20万円）

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

住まい改修支援助成

内 容 区民が区内中小事業者を利用して、自己所有の住宅の助成金対象改修工事を行った場合に、工事費用の一部を助成します。（要事前申請）

対 象 者 区内の住宅を改修する建物所有者

助 成 額 工事費用の20%（上限10万円）

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅政策係 ☎ (3908) 9201

高齢者世帯住み替え支援助成

内 容 高齢者世帯が区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に、住み替えの際にかかる費用の一部を助成します。なお、転居日から1年以内に申請してください。

対 象 者 区内に1年以上居住している65歳以上の高齢者世帯

助 成 額 1世帯につき5万円

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

高齢者世帯転居費用助成

内 容 高齢者世帯が、自己の責任によらない「立ち退き」の求めを受けて転居した場合に、転居費用の一部を助成します。なお、転居日から1年以内に申請してください。

対 象 者 区内に1年以上居住している65歳以上の高齢者世帯で、居住している民間賃貸住宅から「立ち退き」を受け、区内の民間賃貸住宅へ引っ越しした方。

助 成 額 転居の際に支払った礼金・仲介手数料の実費。（1世帯につき上限15万円）

※立ち退き料を受領している場合は、礼金、仲介手数料の実費から立ち退き料を差し引いた額となります。

※詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 住宅支援係 ☎ (3908) 9203

家賃債務保証制度

内 容 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、および解雇等による住居退去者世帯、登録住宅入居者世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。（一財）高齢者住宅財団が当該世帯の連帯保証人となります。

問い合わせ 一般財団法人高齢者住宅財団 ☎ (6880) 2781

フリーダイヤル ☎ 0120 (602) 708

https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

あんしん居住制度

内 容 利用者の負担で見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けのサービスが提供されることにより、高齢者等の病気・事故・孤立死等の不安を解消し、安心して居住できるよう支援するものです。費用等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ☎ (5989) 1784

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>

税金の申告

住民税は、前年一年間（1月～12月）の収入などから計算されます。年金や給与の収入額は、支払者（日本年金機構や会社など）が区役所に報告することとなっています。

また、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。

一方、税務署への確定申告をする必要がない方でも、税額を計算する際に収入金額から一定の金額を控除する所得控除（扶養控除や医療費控除など）について、住民税の申告が必要になる場合があります。

なお、営業収入や不動産収入、源泉徴収の対象とならない公的年金（外国で支払われる年金）などがある方は、原則として、税務署での申告が必要となります。

住民税・所得税のおもな控除は次のとおりです。

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配偶者控除 | <p>申告者と生計を一にする、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者がいるとき（ただし、本人の合計所得が1千万円を超えるときは適用されません。）</p> <p>※上記の配偶者が70歳以上のときは、老人配偶者控除が適用されます。</p> |
| 扶養控除 | <p>申告者と生計を一にする、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族がいるとき（ただし、16歳未満の親族は除きます。）</p> <p>※上記扶養親族が19歳～22歳のときは、特定扶養控除が適用されます。</p> <p>※上記扶養親族が70歳以上のときは、老人扶養控除が適用されます。</p> <p>また、老人扶養のうち、申告者又は配偶者の直系尊属で、申告者又は配偶者と同居しているときは、同居老親等扶養控除が適用されます。</p> |
| 障害者控除 | <p>申告者が障害者であるとき、又は障害者である扶養親族がいるとき</p> <p>※申告者が障害者であり、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は非課税となります。</p> <p>※精神又は身体に重度の障害があるときは、特別障害者控除が適用されます。障害者及び特別障害者の詳細は次頁の表のとおりです。</p> <p>※扶養親族が特別障害者で、申告者又は配偶者もしくは申告者と生計を一にする親族と同居しているときは、同居特別障害者控除が適用されます。</p> <p>※0歳～15歳までの障害者である扶養親族も障害者控除の対象となります。</p> |

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療費控除 | 申告者が、本人又は生計を一にする親族の病気やけがの治療のために支払った医療費があるとき、一定金額を控除することができます。 ※医師が治療上、紙おむつを使用する必要があると認めた場合は、その代金を医療費に含めることができます。 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※親族とは、申告者の配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族です。

※各控除の要件は、原則として前年の12月31日現在で判定します。

控除対象となる障害者及び特別障害者は、次のとおりです。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者） 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者） 3 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者） 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者） 5 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者） 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者） 7* 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方（すべて特別障害者） 8* 身体又は精神に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1～3の障害に準ずると認定された方（重度の障害は特別障害者） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※各控除の要件は、原則として前年の12月31日現在で判定します。

※7・8は認定を受ける必要があります。認定の申請は「要介護（要支援）認定者の障害者控除」をご覧ください。

問い合わせ

住民税：北区役所税務課 課税第一係～四係

☎ (3908) 1113

所得税：王子税務署 個人課税第一部門

☎ (3913) 6211（代表）

〒114-8560 王子3-22-15

要介護（要支援）認定者の障害者控除

税金の申告において控除対象となる障害者及び特別障害者の表7・8に該当する方とは、次のすべての要件を満たす方です。申請手続き後に障害状況を調査し、該当する場合に「障害者控除対象者認定書」を発行します。詳しくはお問合せください。

- 区内の住所がある65歳以上の方
- 申告の対象となる年の12月31日（基準日）に介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方
- 障害者等に準ずる方であると北区福祉事務所長が認める場合

手続 問い合わせ先に申請してください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

国民年金

内 容

老齢基礎年金…保険料を納めた月数と保険料の免除・納付猶予または学生納付特例を受けた期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある方が受けられます。

障害基礎年金…20歳からの国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに受けられます。（保険料の納付要件があります。）

なお、20歳になる前に初診日がある病気やけがが原因で障害の状態になった場合は、20歳から年金が受けられます。（一定の所得制限があります。）

遺族基礎年金…国民年金加入中の被保険者や被保険者であった方で保険料納付済期間と免除期間などを合わせて25年以上ある方が死亡したとき、その方の子のある配偶者または子が受けられます。子が18歳になった後の最初の3月31日になるまで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまでが対象になります。（保険料の納付要件があります。）

寡 婦 年 金…第1号被保険者として保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまで受給できます。

死 亡 一 時 金…国民年金の保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡したときに生計を同一にしていた遺族が受給できます。

脱 退 一 時 金…第1号被保険者として保険料を6カ月以上納付した外国人で、受給資格期間を満たさないまま日本国内に住所を有しなくなった方が受給できます。

特別障害給付金…平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生、または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳未満で、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方が請求できます。

問い合わせ 国保年金課 国民年金係 ☎ (3908) 1138
北年金事務所 ☎ (3905) 1011
〒114-8567 上十条1-1-10

年金生活者支援給付金

内 容 公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

はじめて受給するためには、請求書の提出が必要になります。

対 象 以下の①～③に掲げる年金種別ごとの条件を満たしている方に支給されます。

①老齢基礎年金を受給している方

○65歳以上

○世帯全員の区民税が非課税となっている

○年金収入額とその他の所得の合計額が定められた一定基準以下である

②障害基礎年金を受給している方

○前年の所得額が定められた一定基準以下である

③遺族基礎年金を受給している方

○前年の所得額が定められた一定基準以下である

手 続 一度請求をして年金生活者支援給付金の支給が決定されると、原則として、翌年度以降は新たに請求手続きをしていただく必要はありません。

これから年金の請求手続きを行う方は請求手続と併せて年金生活者支援給付金の請求手続きを行ってください。

問い合わせ 北年金事務所 ☎ (3905) 1011

〒114-8567 上十条1-1-10

国保年金課 国民年金係 ☎ (3908) 1138

厚生年金

内 容

老齢厚生年金…老齢基礎年金を受けられる資格のある方で、厚生年金の加入期間が1カ月以上あれば、老齢基礎年金に上乘せする形で65歳から受けられます。

障害厚生年金・障害手当金…厚生年金加入中に初診のある病気やけがにより、障害が残ったとき、障害の程度に応じて、1級・2級・3級の障害厚生年金または障害手当金が受けられます。（障害の程度は、身体障害者手帳などの等級とは異なり、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1,第2で定められた基準により判断されます。）

これらの年金を受けるためには、障害基礎年金を受ける場合と同様に保険料納付済み期間等の要件を満たしていることが必要です。

遺族厚生年金…次のいずれかに該当する方が死亡したときに遺族が受けられます。（遺族には範囲があります。）

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
 - ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ※①②の場合、死亡日前の保険料納付要件があります。
- ③ 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が、死亡したとき。
 - ④ 老齢厚生年金の受給権者であった方※が死亡したとき。
 - ⑤ 老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方※が死亡したとき。

※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

問い合わせ 日本年金機構 北年金事務所 ☎ (3905) 1011
〒114-8567 上十条1-1-10

● 選挙について

○郵便等投票

内 容 下表に該当する方は、郵便で投票することができます。

◆郵便等投票をするには、選挙管理委員会へ事前の申請が必要です。

| 障害等の区分 | 障害等の程度 | |
|------------|--------------------------|------------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能 | 1級または2級 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 | 1級または3級 |
| | 免疫・肝臓 | 1級から3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹 | 特別項症から第2項症 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 | 特別項症から第3項症 |
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護5 |

*郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票ができる上記の障害の程度を満たす方で、かつ、下表にあてはまる方は、あらかじめ届け出た代理人に投票に関する記載をさせることができます。

| 障害等の区分 | 障害等の程度 | |
|---------|---------|------------|
| 身体障害者手帳 | 上肢または視覚 | 1級 |
| 戦傷病者手帳 | 上肢または視覚 | 特別項症から第2項症 |

申請方法 申請書と身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の原本を添えて、選挙管理委員会にお持ちいただくか、郵送（書留）してください。

◆代理の方による申請手続きが可能です。

○指定施設における不在者投票

内 容 不在者投票施設として指定されている病院や老人ホーム等の施設内で投票することができます。

◆指定施設での投票方法や投票日時については、各施設で異なります。詳しくは、施設担当者にご確認ください。

対 象 指定施設に入院・入所中の方

○代理投票

内 容 ご本人に代わって投票所の係員が代筆いたします。

◆付添いの方等による代筆はできません。

対 象 心身の故障その他の事由で字を書くことが困難な方

○点字投票

内 容 点字で投票することができます。また、各投票所には点字版の氏名等一覧や点字器を備え付けております。

◆郵便等による投票では、点字投票ができませんのでご注意ください。

対 象 視覚が不自由な方

○視覚が不自由な方へのその他ご案内

◆下記の利用を希望される方は、選挙管理委員会まで事前にお問い合わせください。

①選挙のお知らせ（選挙公報の概要版）

内 容 候補者の氏名・経歴等を掲載した「選挙のお知らせ（選挙公報の概要版）」の点字版と音声版をご用意しております。

②投票所入場整理券のご案内

内 容 投票所入場整理券の入っている封筒に、
「これわ せんきょの にゅーじょー せいりけん です」と点字で
記載されたシールを貼ってお送りします。

○投票所及び期日前投票所の備え付け物資

内 容 各投票所では、下記のものをご用意しております。

◆利用を希望される方は、投票所の係員にお伝えください。

①コミュニケーションボード（質問や依頼をイラストでまとめた、指さしてコミュニケーションをとることができるボード）

②筆談ボード

③投票補助カード（投票所で手伝ってほしいことを記入して意思を伝えるものです。入場整理券にも同封されています。）

④文鎮

⑤ルーペ（虫めがね）

⑥老眼鏡

⑦車いす

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎ (3908) 9054 FAX (3908) 9064

高齢者ふれあい食事会

内 容 決まった曜日、会場に集まることで、外出のきっかけをつくり、同年代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで、さまざまな方と交流を深めることができます。食後はレクリエーションや暮らしに役立つ情報の提供など、毎回楽しい時間を過ごしています。（変更する可能性があります）

対 象 区内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護1～5の認定を受けていない、一人で会場まで通える方（変更する可能性があります）

負 担 額 一食 400円（変更する可能性があります）

募 集 令和6年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、募集時期は未定です。

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

ふれあい交流サロン

内 容 閉じこもりがちな高齢者や認知症の方が、安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を各高齢者あんしんセンターの圏域ごとに開設しています。

対 象 区内に住所を有する、65歳以上の方

負 担 額 プログラムにより茶菓代・材料費実費負担が生じる場合があります。

問い合わせ 各高齢者あんしんセンター（P2～3）

シニアクラブ

内 容 いきがいのある高齢期を過ごすため、おおむね60歳以上の同じ地域に住む皆さんが自主的にクラブを結成して、社会奉仕活動、健康づくりを進める活動などを行っています。

入会はお住まいの地域で活動しているクラブへの加入になります。

詳しくは、北区シニアクラブ連合会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

北区シニアクラブ連合会事務局 ☎ (3914) 5194

ボランティア活動の相談

内 容 ボランティア活動に関する相談、情報の提供、活動の紹介を行っています。

問い合わせ 北区NPO・ボランティアぷらざ

☎ (5390) 1771 FAX (5390) 1778

いきがい活動センター（きらりあ北）の利用案内

内 容 高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援するための施設です。

就労希望の高齢者への無料職業紹介事業や「フリーエクササイズ」、「ゆったりリズムplus」などの健康づくり・介護予防事業、地域活動支援などを行っています。

問い合わせ いきがい活動センター（きらりあ北）

☎ (5390) 2220 FAX (5390) 2233

〒114-0002 王子5-2-5-101（UR都市機構王子五丁目団地内）

高齢者いきいきサポーター制度

内 容 ボランティア活動を通じて社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の健康維持・介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくることを目的とした制度です。

制度に登録した「いきいきサポーター」が、指定された受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、その数に応じた交付金（上限あり）を申請することができます。

対 象 区内に住所を有する65歳以上の方

問い合わせ NPO法人東京都北区市民活動推進機構 ☎ (5390) 1771

(北区NPO・ボランティアぷらざ内)

長寿支援課 ☎ (3908) 9017

高齢者ヘルシー入浴補助券

内 容 社会参加の促進や健康の増進を図るため、区内と荒川区内の指定公衆浴場を以下の料金で利用できる入浴補助券を利用期間内に一人一冊24枚交付します。

- ・北区内の公衆浴場 100円／1枚
- ・荒川区内の指定公衆浴場 150円／1枚

利用期間 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

対 象 区内に住所を有する70歳以上の方

利用期間内に70歳を迎える方であれば、69歳の方でもお渡しできます。

※介護保険の要介護4・5の認定を受けている方は除きます。

交付場所及び持参するもの

| 対象者 | 持ち物 | 交付時期 | 交付場所 |
|--------------------------|--------------------|--------|-----------------------------|
| ・新規対象者 ・引換はがきをお持ちでない方 | 健康保険証などの本人確認ができる書類 | 5月下旬以降 | 長寿支援課の窓口 ※4月中は交付できません。 |
| 引換はがきをお持ちの方 | 引換はがき | 4月中 | 北区内の公衆浴場 または 荒川区内の指定公衆浴場 |
| | | 5月下旬以降 | 長寿支援課の窓口 |

※「引換はがき」は前年度の入浴補助券の交付を受けた方に送付しています。

※申請方法・時期は変更になる場合があります。「郵送」による申請も可能です。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

老人いこいの家

内 容 一人で通所できる60歳以上の区民の方が利用できる、「健康づくり」「いきがいづくり」「仲間づくり」などの様々な事業を行う施設です。

浴室、マッサージ器、囲碁、将棋、テレビ等の設備があります。

はじめて利用するときは、運転免許証・健康保険証など住所、氏名、年齢が確認できるものと緊急連絡先をお持ちのうえ、直接、老人いこいの家で利用証の交付を受けてください。

利用料 無 料

利用時間 午前9時～午後4時まで（志茂老人いこいの家のみ午前10時～午後4時まで）
（入浴時間は、午前11時～午後3時30分まで）

利用回数 週3日までで、住所によって利用できる曜日が決まっています。

休 館 日 毎週月曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
※館内清掃などで臨時休館となる場合があります。

介助浴室 志茂老人いこいの家、滝野川老人いこいの家には、一人では入浴が困難で、家族等の介助があれば入浴が可能な方向けに介助浴室が設置されています。ご利用の際は事前にご予約ください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ (3908) 1158

志茂老人いこいの家 ☎ (3902) 5608

〒115-0042 志茂1-2-22 元気ぷらざ内

滝野川老人いこいの家 ☎ (3915) 5545

〒114-0023 滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階

名主の滝老人いこいの家 ☎ (3909) 3083

〒114-0021 岸町1-15-25 名主の滝公園内

敬老祝品の贈呈

内 容 多年にわたり社会に貢献された方に対して、その長寿を祝うため、祝品を贈呈します。対象の方には、事前にお知らせを送ります。

対 象 9月1日現在、区内在住で以下に該当する方

- ・1月1日から12月31日までに満88歳（米寿）を迎える方
- ・年度中（4月1日から3月31日まで）に100歳を迎える方
- ・男女の最高齢者

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

シルバーパスの発行

内 容 70歳以上で希望される方（寝たきりの方を除く）に、都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーを含む）と都内を走る民営バスに乗車できる「東京都シルバーパス」を申込みにより発行します。

利用期間 毎年10月1日～翌年9月30日までの1年間（新規対象者は満70歳になる誕生日の初日から9月30日まで）
すでにシルバーパスをお持ちの方には一般社団法人東京バス協会から更新のご案内が届きます。

対象者・費用

| | | |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|
| (1) | 区民税が課税の方 | 10月～翌9月：20,510円 4月～9月：10,255円 |
| (2) | 区民税が非課税の方 | 1,000円 |
| (3) | 区民税が課税で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 | |

申込方法 上記（1）の方は①、（2）（3）の方は①②をお持ちになりバス営業所等にお申し込みください。

- ①住所、氏名、生年月日が確認できる証明書（保険証または運転免許証）
- ②区民税非課税／課税証明書、介護保険料納入（決定）通知書などの所得確認書類

発行窓口

| | | |
|----------------|-----------------------------|----------------|
| 都バス北自動車営業所 | 神谷3-10-6 | (3903) 6136 |
| 王子駅前都バス定期券発売所 | 王子1-10 北口ターミナル内 | (3927) 0759 |
| 国際興業バス赤羽駅西口案内所 | 赤羽西1-7-1 パルロード3 ループ館地下1階 | (3905) 5934 |
| 国際興業バス赤羽営業所 | 西が丘3-16-30 | (3900) 1211 |

問い合わせ 一般社団法人 東京バス協会 ☎ (5308) 6950

〔高齢ドライバーの方へ〕

シルバードライバース交通安全教室

内 容 指導員が安全運転の助言・指導を行うほか、急ブレーキ体験、右折、左折時の事故防止体験、危険予測・回避体験、CRT運転適性検査器による身体機能変化の把握などを行います。

開催日時 毎月第1金曜日・第2土曜日（年末年始と8月を除く）

対 象 65歳以上で運転免許をお持ちの方

申 込 み 講習会の前月1日から1週間前までに電話でお申込みください。

ただし、月曜・祝日（月曜が祝日の場合は火曜日）及び第二日曜日、第四日曜日、第五土曜日、第五日曜日、年末年始を除きます。

午前9時～午後5時まで

警視庁交通安全教育センター ☎ (3417) 1171

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/welcome/event_koshu/koshu/kotsu_anken/silverdriver.html

安全運転相談窓口

内 容 加齢に伴う身体機能の低下等のため、自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族の方からの相談に対しては、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導のほか、運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の教示を行っています。

「これまでのような運転ができなくなった」、「『危ないから運転はもうやめて』と家族に言われた」など運転に不安のある高齢ドライバーやその御家族の方は、積極的にこの窓口をご利用ください。

問い合わせ 安全運転相談ダイヤル ☎ #8080

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/confere_nnce_out_line.html

〔運転免許証の自主返納・運転経歴証明書について〕

運転免許証自主返納

内 容 運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が、自主的に運転免許証の全部または一部を返納することができる制度です。

手 続 運転免許試験場、運転免許更新センター、警察署

運転経歴証明書

内 容 運転免許証を自主返納した方は、「運転経歴証明書」の交付が受けられます。手数料と写真が必要です。運転経歴証明書を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店や美術館などで、様々な特典を受けることができます。

手 続 運転免許試験場、運転免許更新センター、警察署

問い合わせ 運転免許証の自主返納・運転経歴証明書に関すること

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/koshin/jisyu_hennou/index.html

警視庁 運転免許本部 免許管理第一係 ☎ (6717) 3137 (代表)

高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業・団体の特典一覧

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/koreisha/shomeisho/support.html>

文化センターの利用案内

内 容 グループ、サークルの学習と交流・文化活動の場として利用できます。
使用料について減額の規定があります。

対 象 区内の社会教育関係団体、公益・福祉団体などが社会教育に関する事業を行うために使用できます。

問い合わせ 中央公園文化センター ☎ (3907) 5661 FAX (3907) 5666
〒114-0033 十条台1-2-1

赤羽文化センター ☎ (3906) 3911 FAX (3906) 3915
〒115-0055 赤羽西1-6-1-301

電話予約専用ダイヤル ☎ (3905) 8271

滝野川文化センター ☎ (5394) 1230 FAX (5394) 1231
〒114-0024 西ヶ原1-23-3

電話予約専用ダイヤル ☎ (3918) 1052

那須高原学園（北区しらかば荘）の利用案内

内 容 一般室（和室）と身障者用の和洋室（定員6名、うちベッド2名。車椅子利用可能）。館内はバリアフリーを進め、JR黒磯駅、高速バス停と学園間の送迎も行っています。

区内在住・在勤の方の宿泊の御予約は6カ月前から（区外の方は5カ月前から）現地フリーダイヤルで受け付けます。

4/29～5/5・12/29～1/3のトップシーズンは、専用はがきでの申込みとなります。

休園日等、詳しくは現地にお問い合わせください。

対 象 代表者が区内在住・在勤の方が優先して予約できます。

問い合わせ 那須高原学園（北区しらかば荘）

☎ 0120 (731) 471 FAX 0287 (76) 1399

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本206

シルバー人材センター

内 容 シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある60歳以上の北区民に就業や社会奉仕の機会を提供することで、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、希望する仕事に知識や経験、技能を活かして就業する会員組織の公益団体です。

主な仕事内容

- ・マンション清掃 ・駐車場管理 ・自転車整理
- ・屋内外の軽作業 ・公園清掃 ・除草 ・家事援助
- ・襖や障子の張り替え ・植木手入れなどの技能的な仕事

入会説明会 原則、毎月第2水曜日 午前9時30分～、午前11時～ センター会議室
来所またはお電話でご予約ください（予約制）。
説明会に参加し、センターの趣旨や仕組みなどの説明を聞いて賛同・納得して頂いた方に、後日、入会の手続きについてご案内します。

問い合わせ 公益社団法人北区シルバー人材センター ☎ (3908) 8400
〒115-0045 赤羽1-1-38

授産場

内 容 区内に居住する一般就労の困難な60歳以上の方に対して、生活の安定と福祉の向上を図るために簡単な作業を提供することを目的とした施設です。

主な作業 袋詰、箱折などの簡単な作業

問い合わせ 王子授産場 ☎ (3912) 9171 〒114-0002 王子2-19-20
桐ヶ丘授産場 ☎ (3900) 0275 〒115-0054 桐ヶ丘2-7-22

ハローワーク王子（王子公共職業安定所）

内 容 職業紹介、職業相談、雇用保険などを扱っています。また障害者、高齢者の相談窓口もあります。

所在地 〒114-0002 王子6-1-17
☎ (5390) 8609 FAX (5390) 0175

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/ouji/madoguchi_goannai.html

東京しごとセンター シニアコーナー

55歳以上の方を対象に、就業相談を行っています。また、「55歳以上の方のための就職支援講習」や、知識や情報を得たり考えを拡げるためなど各種セミナーを行っています。

問い合わせ 東京しごとセンター シニアコーナー ☎ (5211) 2335
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

<https://www.tokyoshigoto.jp/facility/1f/senior/>

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 内 容 在宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。
- 対 象 以下のいずれかに該当する方
- ・介護保険の要介護3～5に認定された方
 - ・要介護1または要介護2と認定された方で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難と認められる方
- 費 用 介護サービス利用料（自己負担金）、食費、居住費、日常生活に要する費用
- 申 込 み 年3回、申込みのご案内を北区ニュース等でお知らせします。
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

有料老人ホーム

- 内 容 食事とその他日常生活上のサービスを提供します。おおむね60歳以上の方が対象で、施設ごとに利用の条件や利用料が異なります。

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 介護付有料老人ホーム | 介護サービスは施設が直接提供します。 |
| 住宅型有料老人ホーム | 介護が必要になった場合には、訪問介護等の外部の在宅サービスを利用します。 |
| 健康型有料老人ホーム | 介護が必要になった場合は退去になります。 |

入所相談・問い合わせ

各施設または公益社団法人全国有料老人ホーム協会等へ直接ご相談ください。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 ☎ (3548) 1077

日本老人ホーム紹介サービスセンター ☎ 0120 (807) 407

養護老人ホーム

- 内 容 食事等の提供、その他生活上必要なサービスを提供します。
- 対 象 おおむね65歳以上の方で、次のすべてに該当する方
- ・環境上の理由（住居がない等）、経済的理由により居宅での生活が困難な方
 - ・主たる生計維持者の区民税の所得割が非課税の世帯、または生活保護受給世帯の方
- 費 用 本人の収入および扶養義務者の所得に応じた負担金があります。
- 入所相談・問い合わせ
- 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

軽費老人ホーム

軽費老人ホームには、都市型軽費老人ホーム・A型・B型・ケアハウスの4種類があり、それぞれ内容や対象者が異なります。

○都市型軽費老人ホーム

食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。また必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスが利用できます。

対 象 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる方で、北区に概ね1年以上住民票を有する60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の低所得の方
※ほかにも入居要件があります。

利 用 料 利用者の収入に応じて利用料を負担していただきます。

入所相談および入所受付 高齢福祉課高齢相談係にお問い合わせください。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

以下、A型・B型・ケアハウスについては、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

○A 型

食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。またレクリエーション事業の実施等を行います。

対 象 家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の方で、月収がおおむね35万円以下の方

○B 型

通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気のときの食事などのサービスを提供します。

対 象 A型の要件を満たし、かつ、身体機能等の低下等が認められるが、自炊のできる方

○ケアハウス

食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。また必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスが利用できます。

対 象 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる、60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の方

利 用 料 利用者の収入に応じて利用料を負担していただきます。

入所相談 直接施設へご相談ください。

※東京都福祉保健局のホームページにて、都内の入所施設一覧を提供しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetsu/gaiyo/osagashi.html>

介護予防拠点施設（ぷらっとほーむ 滝野川東、桐ヶ丘）

内 容 いつまでも住み慣れたまちで、元気で自立した生活が送れるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指し、次の事業を行います。

①介護予防事業

介護予防の普及啓発、地域活動の支援、生活支援サービスの担い手の育成、介護予防の情報提供及び交流の場に関する事業を行います。

②通所型サービス事業

介護予防のプログラム（運動、栄養、口腔機能向上等）に取り組み、地域の通いの場等の活動に参加できるようになることを目標とします。（週1回実施）

対 象 ①介護予防事業

65歳以上のすべての方及びボランティアなどの支援のための活動に関わる方

②通所型サービス事業（定員 滝野川東 20名、桐ヶ丘 30名）

生活機能の低下がみられた高齢者（笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）で事業対象者と判断された方）

※個別に利用条件があります。

実施施設 滝野川東介護予防拠点施設（ぷらっとほーむ滝野川東）

〒114-0023 滝野川1-46-7 ☎ (5974) 2540

桐ヶ丘介護予防拠点施設（ぷらっとほーむ桐ヶ丘）

〒115-0054 桐ヶ丘1-6-2-101 ☎ (3908) 1277

費 用 ①介護予防事業

事業により、教材費など実費相当額をいただく場合があります。

②通所型サービス事業

利用料 1日400円（減免の制度があります。）

その他、教材費など実費相当額をいただく場合があります。

手 続 問い合わせ先または実施施設に直接ご相談ください。

問い合わせ 長寿支援課 ☎ (3908) 9017

救急医療情報キット

- 内 容 「救急医療情報キット」は、高齢者や障害のある方が自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう必要な情報を伝える助けになるもので、無料配布しています。
- キットの中にある用紙に「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」などの情報を記入して冷蔵庫に保管しておきます。
- 対 象 次の方で希望される方
- ・75歳以上の高齢者の方
 - ・65歳以上74歳以下で一人ぐらしの高齢者の方
 - ・障害のある方（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 手 続 問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンター、障害福祉課各障害相談係または滝野川地域障害者相談支援センターにご相談ください。
- 問い合わせ 高齢福祉課 高齢相談係 ☎ (3908) 9083

北区避難行動要支援者名簿登録

- 内 容 高齢者や障害のある方のうち、災害が発生した時に、自分の力で避難することが困難で特に支援が必要な方を対象に、避難の支援や安否の確認等の避難支援を行うための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。
- 対 象 ①区が指定する登録者
- ・要介護3～5の認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳（1・2級および体幹3級）の方
 - ・愛の手帳（1・2度）の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の方
- ②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）
- ・75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ・要介護もしくは要支援の認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・愛の手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・難病医療費受給者など、上記に準ずる方
- 手 続 ①の方は、自動的に登録されます。区から案内を送付します。
- ②の方は、窓口でお申し出ください。届出書等をお渡しします。
- ※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生時についても当該施設にて対応を図ることが可能なことから、避難行動要支援者の登録対象者から除きます。
- 窓 口 担当地域の高齢者あんしんセンター（P2～3）
- 問い合わせ 地域福祉課 地域福祉係 ☎ (3908) 1295

北区防災行政無線自動電話応答サービス

内 容 防災行政無線が聞き取りづらかった等、再度放送内容の確認をしたい時には、自動電話応答サービスをご利用ください。通話料は無料です。

自動電話応答サービス ☎ 0120 (061) 724

家具転倒防止器具等取り付け支援事業

内 容 要配慮者の方を対象に、一度の作業につき概ね10点まで家具転倒防止器具及び感震ブレーカー（簡易型）の取り付けの支援を行います。

なお、家具転倒防止器具及び感震ブレーカー（簡易型）は、ご自身でご用意ください。器具の配布は行いませんのでご注意ください。申請後、区の委託した業者が日程調整の上で、ご自宅へ器具の取り付けへ伺います。

※家具の形状や天井・壁面の強度等の問題で、ご希望通りに器具を取り付けられない場合があります。

対 象 ・「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方

※北区避難行動要支援者名簿については、P69をご参照ください。

・65歳以上のみで構成される世帯の方

手 続 申請書に必要事項を記入し、防災・危機管理課に持参もしくは郵送にて提出してください。

※申し込み期間が定められています。詳しくはお問い合わせください。

申請書配布場所 防災・危機管理課、防災センター、地域振興室、区民事務所、高齢者あんしんセンター、障害福祉課王子・赤羽障害相談係
申請書はホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/kaguten.html>

問い合わせ 防災・危機管理課 ☎ (3908) 8184

刊行物登録番号
5-1-134

高齢者福祉のしおり
令和6年度版

令和6年3月発行
発行 東京都北区
編集 福祉部 高齢福祉課
〒114-8508
東京都北区王子本町1-15-22
☎03(3908)1158

